

教皇ヨハネ二十三世著

回章「パーチエム・イン・テリス」

— 地上の平和 —

岳野慶作訳

目次

緒論	4
一 人間相互間の秩序	7
権利	8
義務	14
二 各政治共同体における 人間と公権との関係	22
三 政治共同体間の関係	38
四 個人および政治共同体と 世界共同体との関係	57
五 司牧上の指針	65

使徒聖座と平和および交わりを保つ

尊敬する兄弟なる総大司教、首席大司教、司教、

その他の教区長、全世界の聖職者と信徒、

および善意あるすべての人々へ

教皇ヨハネ二十三世

尊敬する兄弟たち、親愛なる子たちに、挨拶と使徒的祝福をおくる。

緒論

宇宙の秩序

あらゆる時代の人びとが切望してやまない地上の平和は、神の定めた秩序を全面的に尊重してはじめて、これをきずき、固めることができる。

科学の進歩と技術の発明とは、生物のうちにも、自然の力のうちにも、みことな秩序が支配していることを立証しているが、そればかりでなく、この秩序を発見し、この力をとらえてこれを利用する手段をつくることのできる人間の偉大さをも、立証している。

しかし、科学の進歩と技術の発明とが、まず第一に示すものは、宇宙と人間自身との創造主である神の限らない偉大さである。神は、その英知と仁慈とを惜しげなくつき込んで、宇宙を創造した。詩編作者は、「主、われらの主よ、地にあまねき御身のみ名は、いかにたたえまつるべきか

な」(詩編 8・1)、「主よ、御身の業はおびただしきかな。御身は、これを英知もて成しとげたまえり」(詩編 103・24)といっている。

しかも、神は、人間をご自身の姿に似せ、知性と自由とをそなえた者として、創造し、すべてのものの支配者となしたのである。(創世記 1・26参照)「御身は、人を天使のやや下におきたまい、善れと栄えとをこうむらしめたまい、み手のみ業の上に、彼の力を与えたまい、すべてのものを、その足もとにおかせたまいたるなり。」(詩編 8・5-6)

人間のうちにある秩序

この宇宙の感嘆すべき秩序に対して、いたましいまでに対照的なのは、人間同志および民族相互間の無秩序であって、その相互関係を律しうるものは力以外にないかのようである。

しかしながら、世界の創造主は、人間のもっとも奥深いところに、秩序をきざみつけている。良心が人々に示し、かつ尊重するよう命ずる秩序がこれである。「かれらは律法の働きのおのが心にしるされたるを表わし、その良心これが証をなす。」(ローマ書 2・15)

これは、当然のことである。なぜなら、神のすべての業は、その限りない英知を反映しているからである。しかも、これらの業は、存在の階級の上位を占めれば占めるほど、かがやかしく、これを反映するのである。¹

しかるに、個人と政治共同体との関係は、宇宙の諸種の力と非理性的諸要素とが服している同じ法則によって律することができることは、人のしばしばおちいるあやまりである。ところが、このような人間の関係を律する法は他の性質に属するもので、神がそれをきざみつけたところ、すなわち、人間の本性のなかに、これを求めなければならない。

社会生活における人間相互間の関係についても、おのおのの政治共同体における市民と公権との関係についても、種々の政治共同体間の関係についても、最後に、この種々の政治共同体と今日すべての人の共通善の諸要求によってその創設が切実に要望されている世界共同体との関係についても、基準となるのは右に述べた法である。

一 人間相互間の秩序

人間はみなベルソナであり権利と義務との主体である

秩序正しく、みのりゆたかな社会の基礎となる原理は、人間はみなベルソナ、すなわち、知性と自由意志とをそなえた本性であり、したがって、人間は権利と義務との主体であるということである。この権利と義務は、どちらも、同時に、そして直接に、人間の本性から生まれる。それゆえ、普遍的なもの、侵すことのできないもの、譲渡することのできないものである。²

人間の尊厳は、神の啓示した真理の光に照らして考えるならば、その偉大さはなおいっそう明らかになる。人間は、キリスト・イエズの血によってあがなわれ、恩寵によって、神の子、神の友となり、永遠の栄光の世継ぎと定められているのである。

権 利

生存と品位のある生活水準とに対する権利

人間はみな、生存、肉体の保全、品位のある生活に必要な手段、とくに、衣食住・休息・医療・社会的扶助を受ける権利がある。それゆえ、人間は、病氣・身体障害・配偶者の死亡・老衰・失業および自分の意志によらない事情のために生活の手段を奪われたときは、保障を受ける権利がある。³

倫理的・文化的価値に関する権利

人間はみな、その人格の尊重、その名誉の護持、真理の探究の権利をもっているし、倫理的秩序と共通の利益との要求に反しない限りにおいて、思想の表現と流布との自由、芸術の創造の自由、を享有する権利がある。人間はまた、世間のできごとについて客観的な情報を受ける権利がある。

ある。

文化の恩恵に浴すること、したがって、基礎教育とその所属する政治共同体の発達段階に応じた職業技術教育を受けることも、人間の本性に発する権利である。各人が、その能力に応じて、高等な段階の教育を受け、社会のなかで、なるべくその才能と力量とに適應した地位と責務とにつくことができるように、取りはからわなければならない。⁴

まっすぐな良心の正しい要求にしたがって神をあがめる権利

各人は正しい良心の命じるところにしたがって、神をあがめ、私生活においても、公生活においても、その宗教を奉ずる権利がある。ラクタンチウスは、これをはつきり教えている。「わたしたちが生を受けたのは、これを与えた神に、当然帰すべき礼を帰すためであり、神だけを神とみとめ、神にだけ従うためである。この孝行のきずなは、わたしたちを神に結びつける。宗教という名称は、そこから生まれたのである。⁵」この点について、不朽の追憶をとどめているわたしの先任者レオ十三世は、「神の子たちにはふさわしいこの真の自由は、人間の人間としての尊厳を高

く保持させるのであって、どのような暴力よりも、どのような不義な企てよりも強いものである。教会はいつもその必要を説き、これを大切にしてきたのである。使徒たちは、絶えずこの自由を主張したし、護教家たちは、その著述によってこれを弁明し、おびたしい殉教者たちは、その血によって、これを祝聖した」といっている。⁶

身分選択の自由に対する権利

人間はみな、生活の種類を自由に選択する権利がある。したがって、人間は夫婦が権利と義務を平等にわかち合う家庭をつくるか、あるいは、司祭職や修道生活の召命に従うかを選ぶ権利がある。⁷

自由に結んだ、無二の、解消することのできない婚姻の上にきずかれた家庭は、社会にとって、第一の自然の細胞として尊重されなければならない。それゆえ、経済的、社会的、文化的、倫理的な配慮をもって、家庭の安定を強化し、その役割の実行を容易にするようにするのは当然である。

両親は、子供の扶養と教育については他に先んじる権利をもっている。⁸

経済界に関する権利

人間はみな、労働権と経済的領域における発意の権利がある⁹。

それらの権利に不可分に関連するものとして、健康と道徳とを危険にさらさず、若い人たちの正常な発達を害さない労働条件を要求する権利がある。そのうえ、女性の場合は女性としての要求、妻または母としての必要と義務に両立する労働条件を要求する権利もある。¹⁰

人間の尊厳から、人間が責任をとるに適した状態で経済活動を展開する権利が生じる。¹¹

そして、労働者には、正義の規準にしたがって決定される労働の報酬を要求する権利があることも忘れてはならない。この報酬は、経営能力の可能性を考慮した上で、自分とその家族とに、人間の尊厳にふさわしい生活水準をもたらすに足りるものでなければならぬ。わたしの先任者ピオ十二世は、次のように述べている。

「人間性によって課された労働の義務に呼応するものに、人間がおのおのその労働によって自

12 分と子供たちのために生活手段を取得するという同じく自然的な権利がある。自然は、人間の存続をこれほど深く命じているのである。¹²」

これと同じく、人間の本性から、生産手段をもふくむ、財産の私有権が生まれる。わたしが別の機会に説いたように、この権利は、「人間の人格の尊厳の有効な保証であり、各分野での責任を自由に遂行する助けとなる。これは、家庭生活の安定と平穩とを保証し、公共の平和と繁栄とに貢献する。」¹³」

そのうえ、私有権に社会的機能のあることを想いおこしておくことは、あなたがち、余計なことではない。¹⁴

集会和結社との権利

人間が社会生活をいとなむようにできていくという事実から、集会和結社との権利、集団にはその目的によりよく適していると思われる機構を授ける権利、この同じ目的を達成するために集団内で自分の発意と責任とで活動する権利が生まれる。¹⁵ 回勅『マーテル・エト・マジストラ』が

適切に述べているように、個人が単独では達しえない目標を追求するために、多くの結社、あるいは、中間団体を創設することは、人間が人格の尊厳を守り、自由な責任ある活動をなすために、必要不可欠な手段と思われるのである。¹⁶

移住と入植との権利

人間はみな、自分の国のなかで自由に行動し、居住する権利がある。¹⁷ 人間はまた、正当な理由により、外国に移って、そこに住みつく権利がある。どんな人も、特定の政治共同体の市民であるからといって、人類家族の一員、すべての人間が共通の縁によって結ばれている世界共同体の一員であることを、妨げられてはならない。

政治面の諸権利

13 人間の尊厳には、公共の生活に積極的に参加し、市民の共通善のために尽くす権利が付随している。「人間は、社会生活の客體、その受動的な要素であるところか、むしろその主体、土台、

目的であるし、いつもそうでなくてはならない。」¹⁸

その上、自己の諸権利の有効かつ公平で、正義の客観的基準に即した法的保護を受けることも基本的な人権である。「法的秩序は神の意志にもとづくものであって、そこから各人に法的安全を保証する譲渡しえない権利が生まれ、どのような不法な侵害からも守られる具体的な権利圏が生まれるのである。」¹⁹

義 務

同一人における権利と義務との不可分な関係

上に述べてきた人間性に基づく諸権利は、その主体である同じひとりの人において、それと対応する義務に結びついている。自然法は前者を与え、後者を命じ、これらの権利義務の起源、そのささえ、および、その不朽の力となっている。それで、たとえば、生命権は、自己の生命を守

る義務をともしなう。品位ある生活をなす権利は、品位ある生活をなす義務をもともしなう。真理を自由に探究する権利に対しては、この探究を深め、拡げる義務がともしなう。

ちがった人びとのあいだに存する権利と義務との相互性

社会生活においては、ひとりの人間の自然権はみな、他の人に、これに対応する義務を生ずる。この権利を認め尊重する義務がこれである。事実、基本的人権はみな、その力と權威とを、自然法から受けているのであるが、それらに対応する義務を課するのも自然法である。自己の権利を要求しながら、義務を忘れ、あるいは、これを軽んじる人々は、一方の手で建設するものを他方の手で破壊するようなものである。

相互の協力のなかで

人間は、その本性からして社会的存在であるから、相共に生活し、相互の善を促進しなければならぬ。そこで、調和のある集団をつくるには、人々が相互に、権利と義務とを認め、これを

尊重しなくてはならない。そればかりでなく、人間はみな、権利と義務がますます忠実に、恩沢ゆたかに果たされる集团的秩序をつくり出すために、惜しげなく力を合わせる必要がある。

一例をあげれば、生活手段に対する人間の権利を認め、尊重するだけでは足りないものであって、人間が十分な生活手段を得られるよう、各自その力に応じて、努力しなければならぬ。

社会生活は、秩序が保障されているだけでは足りない。人々に利益をもたらさなければならぬ。それには、権利義務の認識と尊重とが必要である。しかし、その上、現代文明が可能にし、勧め、あるいは要求するさまざまな仕方、すべての人が協力することが要請されるのである。

責任感をもって

人間の人格の尊厳は、各人が、思慮のある自由な決定によって行動することを要請する。それゆえ、社会生活においては、権利の尊重、義務の実行、無数の活動への協力は、なによりも自分の決意をもってなすべきである。個人は、外部からの強制あるいは圧力によらず、自己の確信と発意、責任感に基づいて、行動するようではなければならない。力関係だけに土台をおく社会は人

間的であるとはいえない。そのような社会は、人々をはげまして、これを発展、完成させるかわりに、自由を圧迫することになるからである。

共々に真理、正義、愛、自由に生きること

かようなわけで、社会は、真理の上にきざかれるとき、はじめて、秩序があり、恩沢に満ち、人間の尊厳にかなった社会といふべきである。聖パウロは次のようにいしましめている。「いつわりを捨てて、おのおの、近き人とともに誠を語れ、われらは互いの肢あはだなればなり。」(エペソ書 4・25)

そのためには、相互の権利義務を、誠実に認める必要がある。その上、このような社会は、正義の上に、すなわち、権利の尊重と義務の実行との上に、きざかれるものであり、そして愛によって活気づけられなければならない。愛は、各人に、他人の需要を自分の需要のように感じさせ、他人に自分の善をわかたせ、全世界の人々のあいだに精神的価値の領域における交換をますます深めさせるのである。そればかりではない。人間の社会は、自由に、すなわち、自分の行為について責任を負う理性的存在である市民の尊厳にかなった仕方、実現さるべきである。

尊敬する兄弟たちよ、親愛な子たちよ、社会は、まず第一に、特に精神的現実と見なすべきものである。人間は、社会によって、真理の光明の中で知識を交換するのであり、権利を行使し義務をはたすことができるのであり、共々にはげみ合いながら精神的善を追求するのであり、美とその正当なすべての表現において気高く味わい合うのであり、自分自身の最良のものを他の人々にも通じたいという恒久的な心構えをいさぐのであり、絶えず精神を富ませようとつとめるのである。文化活動、経済生活、社会組織、政治的活動と政体、法制、および絶えまなく進展する社会生活の他のすべての表現をつねに活気づけ、方向づけるのである。

神は倫理的秩序の客観的土台である

人間共同体の秩序は、倫理的本質をもつものである。事実、この秩序は、真理を土台となし、正義の命じるところによって実現され、愛によって活気づけられる必要があるし、十全な自由のなかで、その釣り合いを絶えず人間的に建てなおされなくてはならない。

倫理的秩序は、すべての人に関するものであるから、絶対的で不変であるが、人間の本性を越えたペルソナの、真の神に発するものである。神はすべてのものの第一の真理、至上の善であって、秩序のある、実りゆたかな、そして、人びとの尊厳に合致する社会の生命力の最深のみなもとである。²⁰この点について、聖トマスは、次のようにいっている。

「人間の理性が人間の意志に対する規則であり、その善良さをはかる尺度である。これは永遠の法にもとづくものである。永遠の法とは、神的理性にはかならない。……それで、人間の意志の善良さが、人間の理性によりは永遠の法にはるかに強く依存することは、あきらかである。」²¹

時代のしるし

19 現代には三つの特徴がある。まず、勤労階級の経済的・社会的昇進がこれである。この勤労階級は最初、その権利、とくに経済的・社会的権利の要求に、努力を集中した。次に、この努力を、政治的領域に拡大し、さらに、文化の恩恵を適当な形でわかち権利に拡大した。今日、すべての国の労働者たちは、集団生活のあらゆる領域、すなわち、社会経済的・文化的・政治的領域において、他人の思うままに使われる理性も自由もない存在としてではなく、人間として扱われるこ

とを切実に要求している。

第二の特徴は、周知のように、女性の公生活への参加である。この女性の公生活への参加は、キリスト教を信奉する諸民族のあいだでは、おそらく、もっと迅速であり、他の伝統あるいは文化をもつ民族のあいだでは、もっと緩慢ではあるが、広汎になっている。女性は、その人間としての尊厳を、ますます意識し、ただのものとか一個の道具と見なされることを承知しない。家庭でも、公生活でも、ペルソナとして扱われることを要求している。最後に、人類は、近い過去にくらべて、社会的・政治的組織の上で、深刻な変革を示している。支配する民族と支配される民族との別はなくなるようとしている。すべての国家は、独立の政治共同体を構成し、あるいは構成しつつある。

すべての国、すべての大陸の人々は、今日、自主的独立国家の国民であるか、あるいは、そうなるうとしている。だれも、自分の人間的共同体、あるいは、自分の種族的集団以外の政治権力に服するのをいさぎよしとしない。多くの人々は、何百年、何千年のあいだ、これを支配していた劣等感を脱却しようとしている。他の人々は、経済的・社会的特権、性、あるいは、政治的地位による優越感を減じ、清算しようとしている。

事実、現在、すべての人間はその本性からして平等であるという観念が、広く普及している。それで、少なくとも理論的には、人種的差別を正当化することは決してできないのである。これは、わたしが、以上述べてきた諸原理に基づく人間共同体を築きあげるために重大なことである。人間は、その権利を意識するにつれ、それに対応する義務に目ざめるのが当然である。人間の固有の権利は、まず、その尊厳のあらわれであるとともに、善用しなければならぬものである。そして、他の人びとはみな、この権利をみとめ、これを尊重する義務がある。

市民の生活の秩序が、権利義務の観念をもって表わされると、人間は精神的な価値に目を開くようになり、真理、正義、愛、自由がなんであるかを理解する。そして、自分がこの秩序に支配される社会に属することを自覚するようになり、さらにすすんで、人間性を越えたペルソナ的な真の神を、もっとよく知るようになる。そうして、神との関係を、生活の基本、すなわち、自分の内心に営む生活の基本、および、他の人びとといっしょにいなむ生活の基本と、見なすようになるのである。

二 各政治共同体における人間と公権との関係

権威の必要——その神的起源

社会生活は、正当に権威を賦与されて、秩序を維持し、最少限、共通善のために尽くす人びとがないならば、秩序のある豊かな社会ではあり得ない。これらの人々は、その権威のすべてを神から授かる。聖パウロが教えているように、「神から由来しない権威はない。」(ロマ書 13・1—6 参 照)使徒のこの教えを聖ヨハネ・クリゾストモは、次のように解説している。「これはどういう意味であろうか。各為政者は、神からその役目を授かったという意味であろうか。私はそうはいわない。今ここでは権力をおびた個々の人間について述べているのではなく、その委託された事柄らについて述べているのである。公権なるものがあって、ある人々は命令し、他の人々は服従す

るということ、すべて偶然に起こったのではない。これは神の英知のわざである、とわたしはいうのである」²²別のことはでいうならば、神は人間に社会性を賦与したのであり、どのような社会も、「全員の上に立って、これを共通の目的に向かって有効な統一の行動をなす長をもたないならば、存続することができない。それで人間の共同体には、これを統治する権威が必要である。この権威は、社会がそうであるように、自然によってつくられたものである。したがって神自身によってつくられたものである」²³

だからといって、権威はどんな法則にも束縛されないというのではない。正しい理性にしたがって命ずる力こそ、権威の本領である。それゆえ、その命令力は、すべて倫理的秩序から生まれる。そして倫理的秩序は、原理であり目的である神に、土台をおく。

「諸存在と諸目的の絶対的秩序が示しているように、人間が自主的な人、つまり義務と不可侵の権利との主体であり、社会生活の起源であり、目的であることを示しており、国家も、権威を賦与された必要な社会であること、権威がないならば、社会は存在しえず、存続しえないことを示している。……正しい理性、そして特にキリスト教の信仰の示すところによれば、この絶対的

秩序は、われわれの創造主である位格的な神に、起源を発しているものであるから、したがって政治的權威のもつ重みは、神自身の權威に、いわば参与するものであるということになる」²⁴

それで、もし権力がもつばら、あるいは主として、刑法上の制裁の脅威と恐怖、または報賞の約束に依存するならば、その働きは、すべての人の共通善の追求を有効に推進することはできない。たとえ、できたとしても、自由と理性とをそなえた人間の尊厳に沿わない方法によるのである。權威は、なによりもまず、倫理的な力である。だからまず第一に、市民の良心に訴え、共同の利益に進んで尽すことをすべての人に命じる義務に訴えなければならぬ。

しかし、人間は自然の尊厳からすれば、みな平等である。したがってだれも、他人の内心を強制することはできない。これは神だけができることである。神だけが各人のひそかな心情を見通し、これをさばくのである。したがって人間の權威は、神の權威につながり、これに参与する²⁵ときにのみ、良心を束縛することができるのである。このようにして市民の尊厳が保証される。そもそも市民が權威の保持者に対してなす服従は、単なる人間に対してなすのではない。それは、人間関係をみずから定めた秩序に服させる創造主で、摂理者なる神に対してなす尊崇である。

わたくしたちは、神にささげねばならない尊敬をささげたからといって、自己をさげすむことになるのではなく、そうすることによって、自己を高め、自己をとくとくするのである。なぜなら、神に仕えることは支配することだからである。²⁶

權威は倫理的秩序の要求するところであり、神から発する。それゆえ指導者たちが、この倫理的秩序に反し、したがって神の意志に反して、法律を定め、なにかを命ずることがあるとしたら、そのような法律も、許可も、市民の良心に義務を課することができない。なぜなら、「われらは人に従うよりは神に従わざるべからず」(使徒行録 5・29)とあるからである。

そのうえ、このような場合、權威は權威ではなくなり、圧制に墮してしまうのである。「人間の法は、正しい理性に合致してはじめて、法としての存在理由をもつものである。したがって法は、永遠法から由来するものであることが明らかである。これに反して、理性に背反する程度に応じて、悪法といわれる。そのような法は、法としての存在理由をもたない、むしろ暴力の一形式となるのである」²⁷

權威の起源が神にあるからといって、人びとが為政者を選挙し、国家の形態を固め、あるいは

權威の行使に規則と限界とを課する自由がないというのではない。それゆえ、わたしがこれまで述べた教えは、真に民主的な各種の政体に適合するのである。²⁸

公権の存在理由——共通善の実現

すべての個人も、すべての中間団体も、みなそれぞれの領域で、すべての人の福利の達成に貢献しなければならぬ。したがって、自己の利益を、他の人の需要と調和させなければならぬ。そして公権が正義の規準に従い。その能力の形式と限界とを守って定めた方針にしたがい、財産や奉仕によってこれに貢献しなければならない。公権は、それ自体完全に正しいことを命ずるだけでなく、国家の善にかかわること、あるいは、そこへ導きうることを命じるべきである。

しかしながら、統治の機能は、共通善の実現を目ざすところに意味があるのであるから、その任にあたる人たちは、この善の真の本質を尊重するとともに、そのときどきの状態を考慮するようにならなければならない。²⁹

共通善の基本的な側面

民族それぞれの特殊性は共通善の要素として取り入れられるべきであるが、しかしそれだけで、共通善の完全な定義となるわけではない。³⁰この共通善は、人間と照らし合わせなければ、その最も深い本質的側面を理論的に定義することも、歴史的に決定することもできない。事実、共通善は、人間の本性と本質的に関連のある一要素なのである。³¹

次に、共通善は、その性質からみて、すべての市民が、その仕事、功績、および境遇に応じ、さまざまな形で、これに参与しなければならない。それで公権は、特定の市民、あるいは特定の社会階級にひいきすることなく、すべての人の利益に奉仕することを目ざして努力しなければならない。わたしの先任者レオ十三世は、これを次のようなことばで述べている。「国の權威がひとりの人、あるいは少数の人々の利益に奉仕するようなことは、決して許されないことである。なぜなら、この權威は、すべての人の共通善のために定められたものだからである。³²」

しかし、ときとして正義と衡平とに基づく考慮から、為政者が社会の中の弱い市民、みずから

権利を守り、正当な利益を主張することの十分できない市民のために、特別な配慮をなすことが必要となることもある。³³

ここでわたしは、共通善は人間全体、つまり人間の肉体と精神との双方の需要に関するものであるという事実について注意をうながさなければならぬ。公権は、適当な方法と段階とによって、共通善の実現につとめ、市民の心身の福利を、価値の段階を尊重しながら、はからなければならぬ。³⁴

以上の諸原理は、わたしが回勅『マテテル・エト・マジストラ』のなかで述べたことと、全面的に調和する。「共通善は、人間が自己の完成を、もつと完全に、もつと容易に達することができるような社会条件の全体である。」³⁵

肉体と不滅の魂とから成っている人間は、死によって終わる一生のあいだに、自己の要求のすべてを満たすことも、完全な幸福を達成することもできない。それで共通善は、人間の永遠の救いを妨げないばかりでなく、むしろこれを助けるような方法で実現されなければならない。³⁶

人間の権利、義務に対する公権の役割

現代では、共通善は、特に人間の個人としての権利と義務を守ることにあると考えられる。公権の役割は、一方では、特に権利を認め、これを尊重し、種々の権利の間を調整し、これを守り、これを発展させること、そして他方では、各市民の義務の実行を容易にすることである。なぜなら、「人間の個人としての不可侵の権利を保護し、各自が自己の役割を、もつと容易に果たすことができるようにすること、これこそあらゆる公権のおもな任務だからである。」³⁷

それゆえ、もし公権が人権を認めず、あるいはこれを侵す場合には、その任務にそむくばかりでなく、その命令は法的価値を持たないのである。

ベルソナの権利、義務の調整と効果的な保護

そのうえ、市民相互間の法的関係を規制して、ある人々の権利の行使が、他の人々の権利の行使を阻害せず、それに対応する義務の実行をとまらうようにし、最後に、すべての人の権利を有

効に保全し、権利が侵された場合には回復をはかることは公権の主要な任務である。³⁸

ペルソナの権利の促進

そのうえ、公権は市民ひとりひとりが、その権利を守り、その義務を容易に果たすことができるとような状態を造り出すために貢献しなければならない。なぜなら、経験が示すように、もしも公権が、経済的、社会的、あるいは文化的な事がらに関して、適宜な行動をとらないならば、特に現代においては、市民間の不均衡が大きくなり、基本的人権も実質を欠くことになるし、義務の遂行も阻害されることになるからである。³⁹

それで公権は、経済的進歩と平行して、社会的進歩のために尽くす必要がある。したがって公権は、生産性の増大に応じて、道路網、輸送と通報、飲料水、住居、厚生、教育、宗教の信率に好都合な条件、レクリエーション設備など、主要なサービスを発達させなければならない。公権は、災害、および、家族の負担が増大する場合にそなえて、種々の保障制度によって、だれもが品位ある生活をいとなむために不可欠な手段を欠くことのないよう尽力すべきである。公権は、

働くことのできる労働者が、その能力に適した仕事を見つけ、正義と衡平とに合致した賃金を受け、働く人々が企業内で責任を自覚することができるようにするとともに、社会生活をもっと容易に、そしてもっと豊かにする中間団体を、人々が適宜に設立できるようにし、最後に、万人が文化的恩恵に、適切な仕方、そして適切な水準のもとにあずかることができるよう、配慮しなければならぬ。

公権の二つの活動形式の調整

公権が、市民の権利に関して、二重の活動をなすことは、すべての人の共通の利益のために、必要なことである。ひとつは、権利の調整と保護とを行なうことであり、もうひとつは、これを促進することである。このことに関して丹念に心がけるべきことは、この二重の活動の調和を維持することである。一方においては、ある個人あるいは一部の社会集団に優先権を与えることによって、国家のなかに、特権的な状態をこしらえることのないよう注意しなければならない。他方においては、万人の権利を守ることに汲々たるあまり、この権利の十分な行使に支障をきたす

という矛盾におちいることがあってはならない。

「次は議論の余地のないところである。経済の領域における国家の活動は、これをどんなにひろくおしすすめるとしても、これがどんなに深く社会の各部分に届くとしても、個人の活動の自由を圧迫してはならない。むしろその反対に、この自由を助長しなければならぬ。ただし各人のベルソナの本質的権利が守られなければならない。」⁴⁰

公権が、社会生活のあらゆる領域において、市民の権利の享受を助け、その義務の実行をいっそう容易にするためになす種々さまざまな努力は、この原理に従うものでなければならぬ。

公権の機構と運営

公権の組織について、どれが最良の機構であるか、立法、行政、司法の機能の發揮に、どういう仕方がもっとも適しているかを、一概に断定することは、不可能である。

事実、政治の形態とその運営の形態とを決定するには、各民族の特殊な状態と歴史的情况とがきわめて大きな意味をもつ。ところで、これらの状態と情況とは、時と場合とによって変化する。しかしながら、公権の三つの主要な機能に対応した三権の適当な区分の上に立つ市民共同体の政治組織は人間の本性に合致すると思う。事実、このような体制においては、公権の権限とその運用ばかりでなく、その上、単なる市民と権威の代表者との関係も、法規範で規定されていて、市民のためには、その権利を行使し、義務を実行する上での、ひとつの保証となっているのである。

しかしながら、この種の法的・政治的機構が所期の利益をもたらすためには、公権は、自己の機能とその国の現状に即した方法と手段とを用いて役割を適正に果たし、困難を解決しなければならぬ。すなわち、立法者は、状況の絶えまない進展過程において、倫理的秩序をも、国の法規をも、共通善の要求をも無視してはならない。行政権は、法律の完全な知識と状況の良心的な分析とをもって、法の支配を敷かなければならない。司法権は、人間的な公平さをもって正義を行ない、いかなる圧力に対しても、不屈でなければならぬ。最後に、市民と中間団体とが、その権利の行使と義務とに関して、相互関係についても、公共の任務にある者との関係についても、効果的な法的保護を受けることは、良い秩序を保つために、必要なことである。⁴¹

法的秩序と倫理的意識

倫理的秩序と調和を保ち、政治的成熟の段階に即応するような法的秩序が、すべての人の共通の利益の実現にとって、基本的要因であることは、疑いをいれないところである。

しかし、現代では、社会生活がきわめて多岐、複雑、動的であるために、法的措置は、それが十分な経験ともっともすぐれた先見の明との結果であつても、しばしば不十分に思われる。その上、個人相互間の関係、個人または中間団体と公権との関係、最後に、同一国家内の権力の種々の機関のあいだに存する関係は、ときとして、複雑微妙な問題を提出し、はつきり規定された法の枠のなかで、妥当な解決を見いだすことができないほどである。そのような場合、為政者は、既存の法的秩序の諸要素とその深い由来を考え、これに対して忠実であるとともに、社会生活から湧きあがる種々の要請を坦懐に聞き、法の枠を現実の生活に適合させ、あたらしく生まれる諸問題を解決するために、自己の任務の性質とその限界とに關して、明快な観念をもつべきである。かれらは、具体的な場合を、敏速に、客観的に解決することができるような、均整・倫理的

公正さ、洞察力・實際的感覚と、すみやかに有効に行動することができるような思いきりのよい、たくましい意志とを、もつ必要がある。⁴²

市民の公生活への参与

市民が公生活に積極的に参加することができるということは、その尊厳に内在する権利である。もっとも、この参与の形式は、市民が所屬し、そのなかで行動する政治共同体の到達した成熟の段階に、左右される。

この参与能力のおかげで、人間には、あらたな、広汎な奉仕の可能性が開けるのである。為政者は、市民と統治者との間に、接触と対話とを頻繁に行なわなければならなくなるから、共通善の客観的要求をもっとよく理解するようになる。他方公共の任務の担当者が期間を定めて交代するならば、権威は老朽をまぬかれ、社会の前進にもなったあらたな活力を獲得する⁴³のである。

時代のしるし

現代の政治共同体の法的構造のなかで、最初に指摘したいのは、人間の基本権の憲章を、明白で簡潔な文章で示そうとする傾向である。この憲章は、しばしば、憲法のなかに挿入され、その重要な部分になっている。第二に、憲法のなかに、公権担当者たちの指名方法、その相互関係、かれらの権限の区分、活動するにあたって守らなければならない手段と方式とを、法律用語で規定する傾向がある。

最後に、権利義務の用語で、市民と公権との関係がどのようでなければならぬかを定めている。権威に対しては、その第一の役目が、市民の権利と義務とを認めて尊重し、その相互間の調整、擁護および発展を保障することであることを指示している。

けれども、人間——個人あるいは社会的団体——の意志だけが、市民の権利義務を生み、憲法の強制力と公権の権威とを生む唯一で第一の源泉であるという説は、受けいれることはできない。⁴⁴

しかし、以上指摘した諸傾向が十分に証明しているように、現代の人間は、その尊厳をもつと

強く意識するようになっていく。その結果、公共生活に積極的に参与するようになっていくし、国家の実定法の規定は、人間の譲渡することのできない、不可侵の権利を保証することを要求するようになっていく。その上、人びとは、公権が、憲法によって定められた手続きを経て構成され、また、その定める限度内においてその機能を発揮することを、要求している。

三 政治共同体間の関係

権利と義務

わたしの先任者たちがしばしば与えた教えを、わたしは、あらためて確認する。すなわち、国家のあいだには、相互的な権利義務がある。それで、政治共同体相互の関係は、真理と正義ともとづき、活発な連帯性の精神と自由とを發揮して、調整しなければならぬ。ひとりひとりの市民の生活を律する自然法が、同じように、政治共同体相互の関係を律しなければならぬ。

このことは、為政者が、その共同体の名において、その利益のために行動するときも、自己の人間としての尊厳は、決して放棄することができないことを考えるならば、あきらかである。つまり為政者が人間性の法則すなわち道徳法をうらぎることは、絶対に許されないのである。

そもそも国家の統治をまかされた人が、そのために、自己の人間性を放棄しなければならぬというのは、不合理である。かれらがこの高い地位を占めるのは、そのいちじるしい長所のゆえに、国家の最良の成員であるともなされたためである。

その上、人間の社会にこれを支配する權威が要求されるのは、倫理的秩序のためである。權威はこの秩序の上に土台をおいているのであるから、この秩序に反して行使されるときは、崩壊せざるをえない。神は、これについて、警告を発している。「王らよ、聞きて、悟れ。地のはての国々を治むる者よ、学べ。群衆を治め、数多き民を誇る者らよ、耳を傾けよ。そもそも、なんじらの權能は主より与えられ、主權は、いと高き者より与えらるればなり。主はなんじらのわざを調べ、なんじらの企てをさぐるなり。」〔智慧 6。2—4〕

最後に、国際関係に関することがらにおいても、權威はすべての人の共通の善を目ざして行使されるべきことを、忘れてはならない。そのためにこそ、權威は存在するのである。さて、共通の根本的要素のひとつは倫理秩序の確認と尊重である。「諸国間の秩序の土台は、創造者自身によって自然の秩序をもって示され、不滅の文字で人間の心のなかにきざみつけられた、道徳法

の不動不変の岩である。この道徳法は、照りかがやく燈台のように、人間と諸国とがたどるべき道を、その諸原理によって照らすのである。もし、新しい秩序をつくるために費やした労力と努力とを嵐と遭難とにゆだねたいと思わないならば、この道徳法の与える警戒、安全のための確実な警告と信号によって導かれなくてはならない。⁴⁵」

真理において

政治共同体間の関係は、真理に支配されなければならない。真理は、とくに、人種差別を、あとかたもなく、排除するように要求する。また、すべての国家が、本来の尊厳から見、平等であることを、論議の余地のないこととして認めるように要求する。であるから、各国家は、存続し発展し、そのために必要な手段を所有し、これらの手段の活用において第一の責任者となる権利がある。各国家が名声とふさわしい敬意を要求するのは、その正当な権利である。

経験の示すところによれば、人間のあいだには、知識、善徳、才能、物質的資力などの差が、しばしば、いちじるしく存している。しかし、このような事実は、めぐまれた人々が他の人たち

に対する支配権を振るうのを正当化しはしない。むしろ、みなに対し、まためいめいに対して、相互の向上のために協力する義務を、一層切実に課するのである。

同じように、ある国は、学問の進歩、文化、経済的發展の領域で、他の国より進んでいることがありうる。この優越性は、めぐまれることの少ない諸民族を不当に支配することを許すところか、かえって共同の進歩に大きく貢献する義務を課するのである。

本性から見て、他の人間よりも高等な人間が存在しえないことは言うまでもない。本性からすれば、みな同等な品位をもっている。それゆえ、政治共同体も、自然に発する尊厳から見れば相互に上下の差はない。国家はいずれも、ひとつの体に似たものであって、人間がその肢体である。その上、歴史の示すところによれば、諸民族は、その名誉と尊敬とに関する事柄について、至極敏感であるが、それは当然である。

その上、技術の最近の発明によって、民族の相互認識を助成普及する多くの企てが実用化した。が、これらにおいて、いつも明朗な客観性が守られることも、真理の要求するところである。たしかに、ある国民が、自己のすぐれた面を宣伝するのは、正当なことである。しかし真理と正義

とに反して、特定の民族の名声を傷つけるような報道の仕方は、絶対に排除されなければならない。⁴⁶

正義において

政治共同体間の関係は、また、正義の規則に従わなければならない。したがって、相互の権利をみとめあうとともに相互の義務を履行しなければならない。

政治共同体は、存続し、発展する権利、発展に必要な資力の獲得に対し、そのためにみずから主たる役割をはたすことに対し、その名声と尊厳との擁護に対して、権利をもっている。したがって政治共同体が、これらのおのおの権利を保護し、これを侵すあらゆる行為をさけるといふことは、権利にともなう義務であるということになる。人間は、私的関係において、他人に対し不義を犯して自己の利益を追求することはできない。これと同じく、一国が、他の国に損害を与え、あるいは、これに不当な圧力を加えることによって、自己の発展を策することは、正しくない。聖アウグスチヌスの次のことを、ここに引用するのは、余計なことではない。「王国がもし正

義を除外したなら大がかりな強盗に墮するほかない。」⁴⁷

言うまでもなく、国のあいだに、利害の対立が生ずることはありうるし、また、実際に生ずるものである。しかし、この紛争は、武力、謀略、あるいは欺瞞によって解決すべきではなく、むしろ、人間にふさわしく、相互理解、事実の客観的な考量および衡平な妥協によって、解決すべきである。

少数民族の処遇

十九世紀以降、同じ民族の人びとが一つの独立国家を構成しようという傾向が強化され、ほとんどいたるところにひろまっている。種々の理由により、このことはいつも必ずしも可能ではない。そのため、少数民族の現象と、それによってきわめて困難な問題が生ずるのである。

この点について、わたしは、もっとも明白に、少数民族の生命力とその発展とを妨害することを目ざす政治はみな、正義に対する重い侵犯を構成すること、そして、このような策動が少数者を抹殺することを目ざす場合には、更にいっそう重い侵犯となることを、公言しなければなら

い。

これに反して、公権が少数民族の生活条件、とくにその言語、その文化、その習俗、その経済的な資源と企てに關して、その発展を、促進するためにおこなう活動は正義に合致するものである。⁴⁸

しかしながら、これらの少数民族が、かれらに課せられた苦しい状態に対する反動として、あるいは、その過去の浮沈のゆえに、かなりしばしば、民族の特異性を過度に重要視することがある。人類家族全体の福祉は、自己の国民の福祉に従属しなければならないかのようになり、民族の特異性を普遍的な人間の価値より先にすることさえあるのは、注意すべきことである。むしろ、これらの市民が、その状態の利点をも、同じように意識することこそ、正常なことであらう。ちがった文化なり文明なりをもっている人々と毎日接触することは、かれらを精神的にも知的にもゆたかにし、かれらがおかれている環境に特有な価値を徐々に消化して行く可能性を与えることなのである。それは、かれらが、架け橋となって、種々の伝統や文化のあいだに、さまざまな形式のもとに、生命の循環を助け、無数の損害の原因であり、また、あらゆる進歩と進化との障害

である摩擦地帯にならないようにする場合に、実現するにちがいない。

効果のある連帯性

政治共同体間の関係は真理と正義とをもって調整すべきであるが、さらに、経済・社会・政治・文化・厚生・体育など、現代すでに多くの成果をあげている種々の形による協力によって、積極的に促進され得るものである。この点につき、公権の本来の使命は、市民の地平線を国土の境界にかざることではなくて、まず、国民の共通善を擁護することであり、そして国民の共通善は、全人類家族の共通な善と不可分であることを、見逃さないように心がけるべきである。

たとえば、政治共同体がその利益を追求する場合、相互に損害を加えないようにするだけでは足りない。一国の力では到達できない目標を達成するために、計画と資力とを合わせ用いる必要がある。しかも、その際、なによりも先に注意すべきことは、特定の国家群にとって有利な処置が、他の国家群に利益をもたらすよりも迷惑をかけることがあってはならない、ということである。

世界的な共通善のもうひとつの要求がある。各国の内部で、あらゆる種類の交流が、あるいは

個人同志のあいだに、あるいは中間団体のあいだに、促進されなければならない。世界の多くの地方においては、人種的に見れば大なり小なりちがった集団が共存している。ひとつの人種の人びととはかの人種の人びととの交流が妨げられることのないように留意しなければならない。一つの民族とはかの民族との距離がほとんどなくなった現代には、そのようなことは、明らかにそぐわないことである。その上、忘れてならないことは、どの人種の人もおのおのその富を形づくっている特殊性をもっているとはいえ、人間は一層重要な諸要素を共通にもっているし、特に精神的価値の世界で相互に完成しあって、ますます発展を加えて行くことができるということである。要するに、人間には、相互に社会的に結ばれて共に生活する権利と義務とが存するのである。

人口・国土・資本の均衡

ある地域においては、耕地と人口の実数とのあいだ、あるいは、土地の資源とこれを開発するために必要な手段とのあいだに、不均衡が存することは、周知のところである。この事態は、諸民族に、財、資本、および人員の交流を助成する協力を要求する。⁴⁹

わたしは、できるかぎり、物が労働と結びつのが適当で、労働が物を求めるのは適当ではないと思う。そうすれば、多くの市民は、海外に移住しないでも、その境遇を改善することができ。そこに、海外移住は、いつも断腸の思いと、あたらしい環境にあらためて適合する困難を、強いるのである。

政治的亡命者の問題

神がわたしに鼓吹する万人に対する父としての愛情は、政治的亡命者の現象を、悲しみをもつて想い浮かべさせる。この現象は広汎な領域に拡大され、いつも、無数の痛ましい苦しみを包蔵している。

この事実、一部の政府が、各市民が人間らしく生活するために享受する権利のある自由の領域を、過度に縮限していることを示している。これらの体制は、ときとして、自由に対する権利を疑問視し、これを完全に抹殺することさえあるのである。このような剝奪が社会秩序の破壊であることは、疑いを容れないところである。なぜなら、公権は本来共通善を実現することを任務

とするからである。さて、その主な任務は、自由の正しい領域をみとめ、その権利を保護することなのである。

政治的亡命者は、人間としての尊厳をもつものであって、人間としてのあらゆる権利を認められるべきであることをここに想いおこさせるのは、余計なことではない。亡命者が、その国で、市民的あるいは政治的資格を失脚したからといって、これらの権利を失うことは決してない。

それで、自分と家族とにとつて、もっと適当な生活条件を見出しようと思われる国に移住できるということは、人間のひととしての権利である。従つて、政府は移住者を受け入れ、その国民の福祉に合致する程度に應じて、あたらしい社会に属したいと望む人々を、助けなければならぬ。わたしは、この機会をとらえて、兄弟的連帯性とキリスト教的愛徳との諸原理に沿ひ、海外移住をおこなわなければならない人々の試練を軽くするよう尽力している諸事業に対して、公に承認と賞賛とを表明する。誠意あるすべての人に対し、国際的機関がこのきわめて重要な領域で繰りひろげている無数の活動に、注目し感謝するよう望みたい。

軍 備 廃 止

しかし、経済の発展した国々で、恐るべき準備がすでに行なわれ、また絶えず行なわれていて巨大な人間のエネルギーと物質的資源とが消費されているのを見るのは、悲しいことである。そのため、これらの国々の国民は、きわめて重い負担になやんでいるし、他の国家は、その経済的・社会的発展に必要な助けを受けられないのである。

現在の状況では、平和は武力の均衡によってしか保障されないといい、軍備を正当化するものが、ならわしになっている。そのため、あるところに軍事力が増強されると、他の諸国家は、ただちに、同じように武装にむかつて、努力を倍増するようになる。もしも、ある国が原子兵器を装備するとしたら、この事実は、他の国にとつて、同種の、しかも、同じ破壊力をもつ手段を手にしようと努力する理由となるのである。

かようなわけで、人民は、絶えまない不安のなかに、いつなんどき勃発しないともかぎらない恐ろしい嵐の脅威のもとにあるかのように、生活する。それも、理由のないことではない。なぜ

なら、軍備はとどのつていからである。戦争による殺戮と恐ろしい破壊との責任を背負いこむ人間が、この世にあるとは、信じられないように見えるかも知れないが、ひとつの思いがけない事変、ひとつの、偶発事件だけで、動乱をひきおこすことがありうることは、否定できない。かりに、現代的武器の恐ろしい力が、すべての人に戦争を回避させるとしても、軍事的目的のために行われる核実験を終止させないならば、これらの実験が、地球上の生命にとって、致命的な結果を招くこともありうるとして、これを恐れざるをえないのである。

従って、正義、英知、人道的感覚は、軍備競争を止めさせることを切実に要求する。種々の国々にすでに存する軍備を、平行的に、同時に縮少し、原子兵器を禁止し、そして最後に、共同の協定のもとに有効な監視をともなつて、軍備全廃に到達することを要求する。ピオ十二世は、「是が非でも、経済的・社会的破壊、倫理的錯誤と混乱をともなう世界戦争が、三たび人類の上に襲いかかるのを防止しなければならない」と教えている。⁵⁰

しかし、すべての人が銘記しなければならないのは、軍事力増強の停止、軍備の縮減、ましてその廃止は、人々の精神にまで及ぶ完全な軍備廃止がないならば、実現できないということである。人々の心から、戦争の恐怖と不安のうちに戦争を待つ気持ちとを消し去るよう、一致協力して、誠実に努力しなければならない。それは、軍備の均衡が平和を招来するという定理を、人びとの間の真の平和は相互の信頼のなかにしか確立することができないという原則に替えることよつてのみ、可能となり得る。わたしの考えでは、これは到達可能な目標である。なぜなら、これは、理性の命ずるところであるばかりでなく、この上もなく望ましいものであり、また、最大の功用をもつものだからである。

まず、それは、理性の命ずる目標である。これは、万人にとって明白である。少なくとも、明白でなければならぬ。国際関係は、個人相互の関係と全く同じく、武力によって解決すべきものではなく、英知の規律——別のことばで言うならば、真理の規範・正義の規範・真心をもって実践する連帯の規範で解決すべきものである。

この上もなく望ましい目標。戦争の危険が排除され、平和が擁護され、ますます確実に保証されるのを望まないものがあろうか。

最後に、最大の功用をもつものである平和は、万人に、すなわち、個人、家族、民族、人類全

体に役立つのである。ピオ十二世の警告は、今もなお、わたしたちの耳ヒタにひびく。「平和にや
って失われるものはない。だが、戦争によっては、すべてが失われうる。」⁵¹

それゆえ、わたしは、世の救い主、平和の作者にてましますキリスト・イエズスの地上での代
理を果たすものとして、人類家族全体のもっとも熱烈な願望の代弁者となり、そしてまた、すべ
ての人への父としての愛の心かられて、すべての人々、とくに為政者たちに、もろもろの事件
に人間的理性的動向を与えるように、あらゆる努力をおしまないよう切願する義務があると思
うのである。

高度の賢知と権威をもつ会議で、全世界の国際問題が一層人間的な均衡——相互信頼と、誠実
な約束と、忠実な履行とを土台とする均衡——に基づくように、徹底的に研究されるがよい。友
好的で、恒久的で、有益な協定を結ぶ交渉の出発点を発見するために、この問題をあらゆる角度
から、検討すべきである。

わたしは、この仕事に積極的な結果を生ずるよう、その上に神の祝福を、絶えず切に祈るので
ある。

自由において

国際関係は、自由を尊重しなければならない。この原則は、諸国家に対し、他国の内政に対す
る不当な干渉と、他国に対する不当な圧迫行為とを禁止する。これに反して、各国家は、ほかの
国がますますその任務を自覚するように、あらゆる有益な発意を勇気づけ、他国家が、その発展
を、あらゆる分野において、みずから達成するのを、助けなければならない。

経済的發展の途上にある国々の昇格

すべての人間は、共同の起源、同じキリストによる贖罪、超越的目的をもって結ばれていて、
共に、唯一のキリスト教家族を形づくべく召されている。それゆえ、わたしの回章『マーテ
ル・エト マジストラ』は、もっと恵まれた国々に対し、多種多様な形をもって、経済的に發展
途上にある諸国家を援助するよう要請した。⁵²

わたしのこの要請が広く好意的にむかえられたことは、実によろこばしいことである。このの

ちも、この要請がもっと大きな反響を呼び、貧しい国が、経済状態をなるべく早く改善して、市民が、もっと人間的な生活をいとむことができるような発展を達成することを、希望する。

しかし、くれぐれも強調したいのは、これらの諸民族にもたらされる援助が、その独立になんらかの侵害を伴うようなことがあってはならないということである。その上、これらの民族は、自分らが、その経済的・社会的進歩の主要な推進者であり、第一の責任者であることを、自覚するようであればならない。

これは、わたしの先任者ヒオ十二世がきわめて賢明に教えているところである。「倫理の諸原則の上にはきずかれる新しい秩序のもとでは、他国家の自由、十全性と安全に対するいかなる侵害も認められない。その国土の面積とその防衛力のいかに問わない。大国は、勢い、その富と力が優れているために、もっと小さく弱い諸国家と結ぶ経済的協定の定款を、一般に、一方的に規定する。しかし、全般的利益の領域において、これらの弱小国家に対しても、自然法と万民法にもとづき、国際紛争に際して、政治的独立と中立を守る権利とその経済発展を防衛する権利とを尊重しなければならない。これらの国家は、このような権利が保証されてはじめて人類の共

通善と、自国民の物質的、精神的繁栄を保証することができるのである。⁵³」

経済的に発達した国が、恵まれることの少ない国々に、さまざまな援助活動をなすにあたっては、これらの国民の固有の価値と文化的伝統とを尊重しなければならないし、これらの国々に対して、支配の打算を、少しもいだいてはならない。そうするならば、「世界共同体の形成に貴重な貢献をなすであろうし、この世界共同体のすべての成員は、その義務と権利とを意識し、同等な立場に立って、すべての民族の繁栄のために尽力するのである。」⁵⁴

時代のしるし

現代には、ますます人びとの精神に波及していくひとつの信念がある。諸民族間に発生する紛争は、武力によって解決すべきではなく、交渉によって解決すべきであるという信念がこれである。

この信念が、普通、現代兵器の驚異的な破壊力と、これらの武器の使用によって引きおこされる恐るべき災害と破壊とに対する恐れに多く起因することは、事実である。それゆえ、原子の世

紀である現代において、戦争が権利の侵害を是正する適当な手段であるということは考えられないことである。

しかしながら、残念なことに、今日もまだ、恐怖の律法が、しばしば諸民族を支配しているのは事実であって、そのため、これらの民族は、巨額な金額を軍事費にあてている。かれらの断言するところによれば、——そして、かれらの誠実さを疑う理由はない——かれらは、攻撃をなすために、そのようなことをしているのではない。ただ、他の民族が自分らを攻撃するのを断念させるために、そうしているのである。

しかしながら、諸民族が、相互に関係と交渉とを深めながら、互いに共通の人間性をもって結ばれている一致の縁をもっとよく発見するように期待することはできる。諸民族は、共同の人間性による共同の任務のおもなものは、ひとりひとりの人間の相互関係も民族の相互関係も、恐れの上ではなく、愛の上にきざぐことであることを、もっとよく理解するであろう。事実、多くの恩恵をもたらすことのできる誠実な、多種多様な、物質的・精神的結合に人間をみちびくのが、愛の本領なのである。

四 個人および政治共同体と世界共同体との関係

政治共同体間の相互依存

学問と技術との最近の進歩は、人間に深い影響をおよぼした。そのため、人間は、全世界にわたって、協力を深め相互の一致を強めることを目ざすようになった。今日は、物と思想と人の交流は大いに発達している。種々の政治共同体の市民、家族、および中間団体間の関係や種々の政治共同体の為政者間の接触は、著しく増加している。同じように、一国の経済は、ますます、他の国々の経済に相互に依存するようになっていく。諸国の経済は、徐々に相共に結合して、おのおの、唯一の世界経済を形成する部分となってしまう。最後に、各政治共同体の社会的進歩、秩序、安全、および平穏は、他の政治共同体のそれと、必然的に連帯関係を結んでいる。

かようなわけで、一政治共同体が単独で、その需要を充たし、正常な発展をとげることが、もはや、できなくなっている。各政治共同体の進歩と繁栄は、他のすべての政治共同体の繁栄と進歩との原因であるとともに、その結果である。

公権の現在の機構は世界的共通善を保障するには不十分である

人類家族の一体性は、どの時代にも存在した。なぜなら、人類家族は、人間本性の尊厳を平等に持つ人間の集合だからである。それで、世界共通善、すなわち人類家族全体にかかわる善のために、努力することがいつも要求されるわけで、これは本性のしからしめるところである。

以前には、諸政治共同体の為政者は、世界的共通善を保障する十分な力があると考えられていた。これらの政府は、正常な外交関係の道により、もっと高い水準における会合とか、会談により、協定や条約という自然法、万民法、および国際法によって提供される法的手段の助けによって、これを達成するように努力していた。

現代においては、諸政治共同体間の関係に、深刻な変化がおこった。一方では、すべての民族の共通善が、きわめて重大かつ困難な問題を引きおこしている。そして、これらの問題は、急速な解決を要求する。とくに、世界の安全と平和を守ることに関する場合、そうである。他方、各政治共同体の公権は、相互に、法的には平等の基盤に立って、もっとすぐれた法的手段を見いだそうとして会合と努力をつづけているが、その甲斐がなく、これらの問題と有効に対決しこれを解決することはもはやできないのである。善意と発意とが欠けているわけではない。むしろ、その授けられている権威が必要な権限を欠いているからである。

人間社会の現在の条件においては、諸国家の構成と形態、および、世界のどこでも、政府に授けられている権限は、すべての民族の共通善を促進するには不十分なのである。

共通善の歴史的進展と公権の運営とのあいだにある関係

仔細にながめて見ると、共通善の内容と、公権の性質と機能とは、きりはなすことのできない関係によって結ばれている。倫理的秩序は、社会において共通善を促進するための公共の権威を要請すると同時に、この権威がその任務に必要な手段をもつことを要求する。権威は、国家のな

かに形成され、行使され、国家によってその目的を達するのであるが、この国家の諸機関は、右に述べたようなわけで、社会の発展に適應した方途と手段とをもって、共通善のためになることができるような形体と効力とをもたなければならない。

現代においては、世界的共通善は、世界的次元の諸問題を提出する。これらの問題は、同じような広がりを持つ権力、構造、活動手段を備えて、その活動を地球の全域に及ぼすことのできる公的權威によってしか、解決されえない。それで、なんらかの全般的な公権を設定することは倫理秩序の命ずるところである。

力によって強制されるのではなく協力一致によって構成される公権

このように、命令が世界的領域に及び、世界的共通善を促進するのに有効な手段をもっている全般的な權威は、いうまでもなく、すべての人の合意によって設立されなければならないのであって、力によって強制されてはならない。その理由は、問題の權威が、有効に、その役目を果たしえなければならない点にある。それは、万人に対して公平でなければならず、党派精神に絶対

にかかわらず、世界的共通善の要求に注意を怠らないものでなければならない。もしも、この超国家的なあるいは世界的権力が、強大な諸国家により、力によって設定されるとしたら、個別的な利益に奉仕し、あるいは、特定の国家の肩をもつ恐れがありうるであろう。そうなれば、その活動の価値と効果とは危険にさらされるであろう。経済的發展と軍備とが政治共同体間に生じた差はあるにしても、これらの政治共同体はみな、法的平等と自分の生活方式の優越性を守ることに關して、きわめて鋭敏である。この至極当然な理由によって、諸国家は、力によって強制される権力、あるいは、自分らの介入を待たないで構成される権力、あるいはまた、自分らが自発的に加盟したのでない権力を、受け入れるのをきらうのである。

世界的共通善と人間の諸権利

61 個々の国家の共通善もそうであるが、世界的共通善も、人間のペルソナに照らし合わせないで判断することができない。それで、世界共同体の公権は、人間のペルソナの諸権利の確認、尊重、擁護、発展をなによりも目標にしなければならない。これを達成するには、必要とあらば直

接に干渉し、あるいは、全世界にわたって、各国政府がその使命をよりよく果たすことができるような条件をつくらなければならない。

相互補足性の原理

このことに関しては、各国の内部においては、公権の個人・家族および中間団体との関係は、相互補足の原理に支配され、調整されなければならないが、この同じ原理が、世界的権威と諸政治共同体の政府との関係を支配するのが正常である。この世界的権威の役割は、経済・社会・政治あるいは文化に関して、世界的共通善の提出する諸問題を検討し、解決するにある。これらの問題は複雑で、広汎にわたり、しかも火急を要するので、個々の政治共同体の政府は、これを円満に解決することができない問題であるのである。

世界共同体の権威は、諸政治共同体がその固有の領域で行なう活動を制限するとか、これらの国家に取ってかわるとかするものではない。その反対に、世界のあらゆる国々に、ただ政府のためだけではなく、個人のためにも、中間団体のためにも、いっそう安全に、その役割を果たし、

義務を履行し、権利を行使することを助ける諸条件を促進するように努めなければならない。⁵⁵

時代のしるし

周知のとおり、一九四五年六月二十六日は、国際連合（O・N・U）が創設され、その後、これに、諸政府の指名した委員からなる諸機関が付加された。これらの組織に、経済・社会・文化・教育・厚生 の領域で、国際的領域をもつ種々の重要任務が委託された。国際連合の根本目的は、諸民族間に平和を維持し、かつ強化し、民族間に、同権、相互尊重、および、あらゆる領域における広汎な協力の上に立つ友好関係を発展させるにある。

国際連合が果したもつとも重要な業績のひとつは、「人権に関する世界宣言」であった。この宣言は、一九四八年十二月十日、国際連合総会によって承認された。その前文には、この宣言に列挙されているすべての権利と自由との有効な確認と遵守とは、すべての人民と、すべての国とが達成すべき目標であると宣言している。

この宣言のいくつかの点が、反対論を引きおこし、正当な保留の対象となったのを知らないわ

けではない。しかし、わたしは、この宣言は、全世界諸民族の法的・政治的組織の設置への一歩であるとする。この宣言は、すべての人に例外なく、おごそかに、その人間としての尊厳をみとめているし、各個人が、自由に真理を探索し、倫理の規準にしたがい、正義の義務を履行し、人間の尊厳に合致した生活条件を要求する権利、および、これに関連するその他の諸権利をもっていることを断定している。

であるから、わたしは、国際連合が、その機構と活動手段とを、その広汎にして崇高な使命に、ますます適合させることを切望する。一刻もはやく、この組織が、人間の人としての諸権利を有効に保証する時がくるようにと願う。これらの権利は、人間の本性の尊厳から直接に生まれるものであり、そのため、普遍的であり、侵すべからざるものであり、譲渡すべからざるものである。この願いは、人間がますますそれぞれの政治共同体の公共生活に参画し、すべての民族に属する諸問題に対しますます高い関心を示し、世界的人類家族の活動的成員としての自覚をますます強く意識している今日、いっそう切なるものがある。

五 司牧上の指針

公共生活に参画する義務

わたしは、あらためて、わたしの子たちに、公生活に積極的に参画するようにすすめる。そして、かれらに、全人類とそれぞれの政治共同体との共通善の促進に貢献することを求める。かれらはまた、その信仰に照らされ、愛に動かされて、経済的、社会的、文化的、そして政治的生活に関する諸制度が、自然の領域と超自然の領域とにおける人間完成を邪魔することなく、かえって、これを助けるように、努力すべきである。

学殖、技能、職業上の資格

わたしの子たちは、文明に健全な基準を導き入れ、これにキリスト教的原理をしみ込ませるために、信仰の光に照らされ、善を促進しようとする熱意だけで満足してはならない。むしろ、既成の組織に参加し、その内面から有効な影響を及ぼすべきである。

さて、現代文明は、とくに、科学と技術との発展を特徴とする。それで、学殖、技能、職業上の資格がなければ、公の組織に影響を及ぼすことができない。

行動における学問的・技術的・職業的要因と精神的価値との総合

しかしながら、日常生活の諸関係に、十分に人間的な性格を刻みつけるためには、それだけでは、決して十分ではない。人間的性格とは、真理を土台となし、正義を規則となし、相愛を動力となし、自由を雰囲気となすものである。

この目標を達成するためには、人間は、次の諸点を注意ぶかく用心しなければならない。まず、現世的な活動において、各領域に固有な諸法則を守り、ものごとの本性に固有の規範を採用しなければならぬ。それゆえ、自己の行為を倫理の規則に一致させること、従って、権利を行使し、義務を履行する主体として行動することが必要である。最後に、その活動を、人間とその救いに關する神の掟に忠実に従い、人間の精神をおろそかにすることなく展開しなければならない。そのため、人間が、その行為を、学問的、技術的、職業的努力と最高の精神的価値との総合をなすことが必要である。

信仰者の宗教的信仰と現世的活動との調和

長いあいだキリスト教的伝統のしみこんだ国々において、科学技術の進歩は、現在きわめて目ざましく、そして、種々の目的を実現するに適した手段にこと欠くことがないような諸制度が発達している。しかし、しばしば、キリスト教的精神と影響とは、わずかの場所しか占めていない。これは認めなければならない事実である。

人々は、当然のことながら、この欠陥の理由をたずねる。事実、この法則の組み立ては、キリ

スト教を信奉し、少なくとも部分的に、その生活を福音の教えによって律した人たちに負うところ大であったし、今でもそうである。害が生じたのは、かれらの活動が、その信仰と調和しなかつた事実によると思う。だから、人々が、その思惟と心情との内的的一致をあらためて確立し、その活動を、信仰の光と愛の躍動とに支配させる必要がある。

青少年の教育とその十全な発達

キリスト者の宗教的信仰と、その行動の仕方とがしばしば不調和をきたしたということは、わたしの考えでは、キリスト教の教義と倫理とに関するその養成が不十分であったという事実のためである。あまりもしばしば、多くの環境において、宗教の研究と世俗的教育とのあいだに均衡が破れている。学問教育はもっとも高い段階まで進められるのに反して、宗教教育は初歩の段階にとどまっている。であるから、青少年に、十全で一貫した教育を授けることが、絶対に必要である。そして、この教育は、宗教教育と良心の洗練とが、絶えず発展する学問的知識と技術と歩調を合わせて進歩するように、行なわなければならない。その上、青少年が、各自を待っていない

る任務をふさわしく果たすことができるように、準備させなければならない。⁵⁶

絶えまない努力の必要

ここで注意しておくべきことは、人間的諸事業と正義の要求との関係を正しく把握すること、別のことばで言うならば、教えの諸原理と指針とを、どのような度合で、どの形で、社会の現状に適用すべきであるかを、正確に断定することは、いかにもむずかしいということである。

この困難は、今日、各人はその活動を世界的共通善に奉仕させなければならないために、すべてが、ますますいちじるしくなる加速度に影響されているという事実のために、さらに増大している。毎日毎日、社会の諸条件を正義の諸要求に服させるにはどうすればよいかを、検討しなければならぬ。かようなわけで、わたしの子たちは、すでに踏破した道程に満足して立ち止まることができると思えることができない。

それに人間は、一般に、むしろこれまでなしたことが不十分であったと断ずる理由をもつであらう。かれらは、より多くのより適切な諸計画の実現に努めなければならない。生産機構、組合

組織、職業連盟、社会保障事業、文化事業、法的秩序、政治的制度、厚生、スポーツ活動、その他これに類するものがこれである。これが現代の世代の望んでいるものである。現世代には、原子の探求、宇宙への最初の突入により、ほとんど無限な展望をもつ、全くあたらしい道が開けているのである。

経済・社会・政治的領域におけるカトリックと非カトリックとの関係

わたしがこれまで述べた諸原理は、事物の性質に土台をもつものであるし、多くの場合、自然法の領域に属している。これらの諸原理の実施にあたって、カトリック者は、頻繁に、あるいはこの使徒聖座から別れているキリスト者、あるいは、キリスト教的信仰を知らないでいるが理性の光明にみちびかれ自然倫理に忠実に従っている人々と、さまざまな方法で、協力することになる。

「そのような場合、カトリック者は、自家撞着におちいらぬよう、そして、宗教と道德との十全性をそこなう妥協を一切受け入れないよう、極力注意しなければならぬ。しかしまた、自

己の利益だけを考へることなく、ほかの人の主張をも公平に取り上げ、およそ、それ自体善良なもの、あるいは、善にみちびくことのできるものの実現には、誠意をもって協力すべきである。」⁵⁷

それに、誤謬と誤謬を犯す人々をいつも区別するのは、正義の要求するところである。宗教あるいは道德に関してであっても、あやまった思想をいだいている人々、あるいは、認識不足におちいつている人々も、依然として人間性をそなえており、ペルソナとしての尊厳を保持している。この尊厳に対しては、いつも敬意を払わなければならない。また、人間存在は、誤謬を脱却して、真理への道を開く能力を決して失うものではない。そして、これを助けるためには、神の摂理的援助は、決して欠けることがない。であるから、今日信仰の光明をもたず、あるいは、誤謬のなかに迷っている人間が、明日は、神的光明のおかげで、真理を受け入れることもありえるのである。そこでカトリックの信仰者が、全然キリストを信じない人とか、あるいは、誤りをまじえるがために正しい信仰を持たない人と、地上的計画の実現を目ざしていっしょになるとすれば、この接触は、これらの人々にとって、真理へと導かれる機会もしくは刺激となりうるのである。これと同じく、自然について、世界と人間との起源、および目的に関する誤った哲学的諸理

論と、経済的社会的、文化的、あるいは政治的目的をもつ歴史的諸運動とを区別するのが妥当である。これらの運動が、右の諸理論に起源を発し、今日でも、その着想をそこから汲みとっているとしても、そうである。ひとつの理論は、一度固定し、定式化されるときは、もはや変化しないものである。これに対して、変化する諸条件の中にある諸運動は、この変化から、大きな影響をこうむらないではいられない。それに、これらの運動が、理性の健全な諸原理と合致し、人間の正しい要求にこたえるかぎり、そのなかに、よいもの、承認するにふさわしいものが、なにかあるのを否定できるものがあるであろうか。

であるから、実際のな領域でなされるある種の接近または出会いは、これまで時宜をえないもの、あるいは、むだなものと見えていたとしても、現在では、現実な利益を提供するか、あるいは、将来にその見込みがあるということも、起こりうるのである。この時期が来ているかいなかを判断するとか、経済的、社会的、文化的、あるいは政治的事柄に関し、真に有益な目的を目ざして、共同の活動をなす方式と幅とを決定するとかいう問題があるが、その解決は、個人生活と社会生活とを秩序づけるすべての善徳を規正する賢明の徳によるほかはない。カトリック者につ

いていえば、この点に関する決定は第一に、だれよりも、市民共同体と、それぞれの領域で指導の立場にある人びとにかかっている。ただし、そのためには、自然法の諸原理に忠実で、教会の社会的教説に従い、教会の権威の指示に従わなければならない。事実、忘れてならないのは、信仰もしくは道徳に関する教えを擁護するだけでなく、これらの教えの具体的場合への適用について判断を下さねばならないとき、地上的、外的な事からの領域で、教会がその子たちに対する権威をもって干渉するということもまた教会の権利であり、義務であるということである。⁵⁸

段階的に行動すること

正義にあまり合致しない状態、あるいは、正義に反する状態を目のあたりにすると、熱誠にかられて完全な改革を企て、躍動のおもむくままに、段階を飛びこえて、ほとんど革命的な行き方をとる、惜しみなき心をもった人びとは少なくない。

このような人びとには、漸進的な歩みは、あらゆる生命の法則をなすものであって、人間の制度もまた、内部からの、そして、漸進的な働きかけによるのでなければ、改良されないことを想

いおこしてもらいたい。これは、わたしの先任者ピオ十二世が警告したところである。「救いと正義とは、革命によってではなく、調和のある発展によってもたらされる。暴力の仕事は、いつも、打ち倒すことであって、決して建設することにはなく、欲情を激発させることであって決してこれを静めることにはない。暴力は、憎悪と破壊との生みの母であって、兄弟的に結合させるかわりに、人間をも党派をも、痛ましい試練ののち、不和によって積み重ねられた廢墟の上に、ゆっくり再建しなければならぬという、窮地に投げこむのである。」⁵⁹

膨大な仕事

今日、ひとつの膨大な仕事、すなわち、社会生活の諸関係を、真理と正義、愛と自由との土台の上に再建する仕事、すべての善意の人びとに課せられている。諸関係というのは、個人相互間の関係、市民と国家との関係、国家相互の関係、最後に、個人、家族、中間団体、国家と世界共同体とのあいだの関係がこれである。この仕事はどの仕事よりも高貴である。なぜなら、真の平和を、神の定めた秩序にしたがって、実現する仕事だからである。

たしかに、この仕事に身を打ちこむ者はあまりにも少数である。しかし、人間社会に対するその功績に対して、わたしは公の賞賛を贈るとともに、その恩恵をもたらす活動を強化するようすすめる。それと同時に、他の人びと、とくに、愛と義務の意識とにかられる信仰者が、大挙して、かれらに合流することを、あえて希望する。今日の社会において、すべてのキリスト信者は、かがやく火花、愛の力、大衆の酵母のようになる義務がある。さて、各自は、神と一致する程度に応じて、そうなることができるのである。

事実、平和は、まずめいめいの中にみなぎらないならば、すなわち、めいめいが自分の中に神の欲する秩序を守らないならば、人びとのあいだにみなぎることができないであろう。聖アウグスティヌスはたずねる。「なんじの靈魂は、そのいさぐ欲情に打ち勝ちたいのであるか」と。そして、答える。「高いところにまします御者に服従するがよい。そうすれば、低いところにあるものに打ち勝つであろう。そして、平和を所有するであろう。真の平和、たしかな平和、秩序の上十分に確立された平和を。それでは、この平和に特有な秩序はなんであろうか。神が靈魂に命じ、靈魂が肉体に命ずる。これ以上の秩序はない。」⁶⁰

平和の君

現在、人類の大きな関心の対象であり、人類社会の進歩に直接に結びつく諸問題について、わたしがこれまで述べたことは、すべての善意の人びとが共通に求めている世界平和の確保という願いに、鼓吹されたものであった。

預言者が、あらかじめ、「平和の君」(イザヤ 9:6)と呼んだ御者の代理者の任務を、不肖ながら果たしているわたしは、すべての人のこの共通善を促進するために、思考と心慮と精力とをささげるのは、わたしの義務であると考ええる。しかし、平和は、わたしがこの回章のなかに、熱烈な希望をもって、その基本線をかろうじて示した秩序、真理の土台の上に立ち、正義によってぎざかれ、愛によって生かされ、完成され、最後に、自由において有効に表現される秩序に基づかないならば、意味のない語にすぎない。

実際、それは、あまりにも崇高で、あまりにも高尚な仕事であるから、人間は、ただ自力だけでは、たとえどんなに賞むべき善意に力づけられていても、これを成就することはできない。人間社会が、神の国の姿を、もっとも完全忠実に具現するためには、天上の助けが必要である。

それゆえ、この聖なる日々のあいだ、わたしの祈りは、痛ましいご受難とご死去とにより、すべての不和、悲嘆、不平等の第一の源である罪に打ち勝ち、御血によって、人類を天にまします御父と和睦させた御者へと、いっそう熱心に、のぼるのである。「かれこそ、われらの平和にたまします。すなわち両方を一つにし、また来たりて遠かりしなんじらにも幸いに平和を告げ、近かりし人びとにも平和を告げたまえり。」(ヘブライ人書 2:14-17)

この聖なる日々の典礼は、同じメッセージを、わたしたちに告げている。「復活したまいしわれらの主イエズスは、弟子たちの中に立ちて、『なんじらに平安あれーアレルヤー』と言えり。しかし、弟子たち、主を見て、喜びに満たされたり。」(復活祭の八日間中の金曜日朝課の応唱) キリストは、わたしたちに平和をもたらし、平和を残した。「われは、平安をなんじらに残し、わが平安をなんじらに与う。わがこれを与うるは世の与うることくにはあらず。」(ヨハネ 14:27)

わたしたちは、贖い主がもたらしたこの平和を、熱心に祈り求めよう。主が、人びとの心から平和をおびやかす恐れのあるものを駆逐し、すべての人を、真理、正義、そして、兄弟愛の証人

と変えたもうように。主が、諸人民の上に立つ人びとを照らし、かれらが、その市民の正当な福祉を配慮しながら、平和の測りがたい恩恵の維持を保障するように。最後に、キリストがすべての人の心を燃えたたせ、かれらを分裂させる柵を打ち倒させ、相愛の縁を結びなおさせ、他人に対する理解を役立たせ、かれらに対してあやまちを犯した者をゆるさせるように。かようにして、主のおかげで、地上のすべての民族は相共に真の兄弟的つながりで結ばれ、かれらのあいだには、切望して止まない平和が、絶えず咲きかおり、みなぎるのである。尊敬する兄弟たち、この平和が、あなたがたの配慮に委ねられた羊の群全体に及ぶように、そして、とくに、特別な助けと保護とを必要としているもともまらずしい階級の利益となるように、わたしは、あなたがた自身に、在俗司祭と修道司祭に、修道者と修道女に、すべての信徒に、とくに、わたしの励ましに雄々しく応ずる人びとに、使徒的祝福を送る。わたしのこの書簡は、すべての善意の人びとも向けられるのであるが、かれらのために、いと高き神に、幸福と繁栄とを祈る。

教皇登位第五年、一九六三年四月十一日木曜日。

ローマ、聖ペトロ大聖堂のかたわらにて^{した}認む。

ヨハネ二十三世

D.N.I.C. anno 1941, A.A.S. XXXIV, 1942, pp. 16-17.

(54) Ioannis XXIII Litt. Encycl. *Mater et Magistra*, A.A.S. LIII, 1961, p. 443.

(55) Cf. Pii XII *Allocutio* ad iuvenes ab Actione Catholica ex Italiae dioecibus Romae coadunatos, habita die 12 mensis Septembris anno 1948, A.A.S. XL, p. 412.

(56) Cf. Ioannis XXIII, Litt. Encycl. *Mater et Magistra*, A.A.S. LIII, 1961, p.454.

(57) *Ibid.*, p. 456.

(58) *Ibid.*, p. 456; cf. Leonis XIII Epist. Encycl. *Immortale dei, Acta Leonis XIII*, V. 1885, p. 128; Pii XI Litt. Encycl. *Ubi Arcano*, A.A.S. XIV, 1922. *communem Conventum Romae coadunatas*, habita die 11 mensis Septembris anno 1947, A.A.S. XXXIX, 1947, p. 486.

(59) Cf. *Allocutio* ad opifices ex Italiae dioecibus Romae coadunatos, habita in festo Pentecostes, die 13 mensis Iunii anno 1943, A.A.S. XXXV, 1943, p. 178.

(60) *Miscellanea Augustiniana.... S. Augustini Sermones post Maurinos reperti*, Roma, 1930, p. 633.

(28) Cf. Leonis XIII Epist. Encycl. *Diuturnum illud, Acta Leonis XIII*, II, 1884, pp. 27-272; et Pii XII *Nuntius radiophonicus*, datus prid. Nativ. D.N.I.C. anno 1944, *A.A.S.* XXXVII, 1945, pp. 5-23.

(29) Cf. Pii XII *Nuntius radiophonicus*, datus prid. Nativ. D.N.I.C. anno 1942, *A.A.S.* XXXV, 1943, p. 13; et Leonis XIII Epist. Encycl. *Immortale Dei, Acta Leonis XIII*, V, 1885, p. 120.

(30) Cf. Pii XII Litt. Encycl. *Summi Pontificatus*, *A.A.S.* XXXI, 1939, pp. 412-453.

(31) Cf. Pii XII Litt. Encycl. *Mit brennender Sorge*, *A.A.S.* XXIX, 1937, p. 159; et Litt. Encycl. *Divini Redemptoris*, *A.A.S.* XXIX, 1937, pp. 65-106.

(32) Epist. Encycl. *Immortale Dei, Acta Leonis XIII*, V, 1885, p. 121.

(33) Cf. Leonis XIII Litt. Encycl. *Rerum Novarum, Acta Leonis XIII*, XI, 1891, pp. 133-134.

(34) Cf. Pii XII Litt. Encycl. *Summi Pontificatus*, *A.A.S.* XXXI, 1939, p. 433.

(35) *A.A.S.* LIII, 1961, p. 49.

(36) Cf. Pii XI Litt. Encycl. *Quadragesimo Anno*, *A.A.S.* XXIII, 1931, p. 215.

(37) Cf. Pii XII *Nuntius radiophonicus*, datus in festo Pentecostes, die 1 mensis Iunii anno 1941, *A.A.S.* XXXIII, 1941, p. 200.

(38) Cf. Pii XI Litt. Encycl. *Mit brennender Sorge*, *A.A.S.* XXIX, 1937, p. 159. et Litt. Encycl. *Divini Redemptoris*, *A.A.S.* XXIX, 1937, p. 79; et Pii XII *Nuntius radiophonicus*, datus prid. Nativ. D.N.I.C. anno 1942, *A.A.S.* XXXV, 1943, pp. 9-24.

(39) Cf. Pii XI Litt. Encycl. *Divini Redemptoris*, *A.A.S.* XXIX, 1937, p. 81; et Pii XII *Nuntius radiophonicus*, datus prid. Nativ. D.N.I.C. anno 1942, *A.A.S.* XXXV, 1943, pp. 9-24.

(40) Ioannis XXIII Litt. Encycl. *Mater et Magistra*, *A.A.S.* LIII, 1961, p. 415.

(41) Cf. Pii XII *Nuntius radiophonicus*, datus prid. Nativ. D.N.I.C. anno 1942, *A.A.S.* XXXV, 1943, p. 21.

(42) Cf. Pii XII *Nuntius radiophonicus*, datus prid. Nativ. D.N.I.C. anno 1944, *A.A.S.* XXXVII, 1945, pp. 15-16.

(43) Cf. Pii XII *Nuntius radiophonicus*, datus prid. Nativ. D.N.I.C. anno 1942, *A.A.S.* XXXV, 1943, p. 12.

(44) Cf. Leonis XIII Epist. Apost. *Annum ingressi Acta Leonis XIII*, XXII, 1902-1903, pp. 52-80.

(45) Cf. Pii XII *Nuntius radiophonicus*, datus prid. Nativ. D.N.I.C. anno 1941, *A.A.S.* XXXIV, 1942, p. 16.

(46) Cf. Pii XII *Nuntius radiophonicus*, datus prid. Nativ. D.N.I.C. anno 1940, *A.A.S.* XXXIII, 1941, pp. 5-14.

(47) *De civitate Dei*, lib. IV. c. 4; PL, 41, 115; cf. Pii XII *Nuntius radiophonicus* datus prid. Nativ. D. N.I.C. anno 1939, *A.A.S.* XXXII, 1940, pp. 5-13.

(48) Cf. Pii XII *Nuntius radiophonicus*, datus prid. Nativ. D.N.I.C. anno 1941, *A.A.S.* XXXIV, 1942, pp. 10-21.

(49) Cf. Ioannes XXIII Litt. Encycl. *Mater et Magistra*, *A.A.S.* LIII, 1961, p. 439.

(50) Cf. *Nuntius radiophonicus*, datus prid. Nativ. D.N.I.C. anno 1941, *A.A.S.* XXXIV, 1942, p. 17; et Benedicti XV *Adhortatio* ad moderatores populorum belligerantium, data die 1 mensis Augusti anno 1917, *A.A.S.* IX, 1917, p. 418.

(51) Cf. *Nuntius radiophonicus*, datus die XXIX mensis Augusti anno 1939, *A.A.S.* XXXI, 1939, p. 334.

(52) *A.A.S.* LIII, 1961, pp. 440-441.

(53) Cf. *Nuntius radiophonicus*, datus prid. Nativ.

注

- (1) Cf. *Ps.* 18, 8-11.
- (2) Cf. pii XII *Nuntius radiophonicus*, datus prid. Nativ. D.N.I.C. anno 1942, *A.A.S.* XXXV, 1943, pp. 9-24; et Ioannis XXIII *Sermo*, habitus die 4 mensis Ianuarii anno 1963, *A.A.S.* LV, 1963, pp. 89-91.
- (3) Cf. Pii XI Litt. Encycl. *divini Redemptoris*, *A.A.S.* XXIX, 1937, p.78; et Pii XII *Nuntius radiophonicus*, datus in festo Pentecostes, die 1 mensis Iunii anno 1941, *A.A.S.* XXXIII, 1941, pp. 195-205.
- (4) Cf. Pii XII *Nuntius radiophonicus*, datus prid. Nativ. D.N.I.C., anno 1942, *A.A.S.* XXXV, 1943, pp. 9-24.
- (5) *Divinae Institutiones*, lib. IV, c. 28 2; PL. 6, 535.
- (6) Litt. Encycl. *Libertas praestantissimum*, *Acta Leonis XIII*, VIII, 1888, pp. 237-238.
- (7) Cf. Pii XII *Nuntius radiophonicus*, datus prid. Nativ. D.N.I.C. anno 1942, *A.A.S.* XXXV, 1943, pp. 9-24.
- (8) Cf. Pii XI Litt. Encycl. *Casti Connubii*, *A.A.S.* XXII, 1930, pp. 539-592; et Pii XII *Nuntius radiophonicus*, datus prid. Nativ. D.N.I.C. anno 1942, *A.A.S.* XXXV, 1943, pp. 9-24.
- (9) Cf. Pii XII *Nuntius radiophonicus*, datus in festo Pentecostes, die 1 mensis Iunii anno 1941, *A.A.S.* XXXIII, 1941, p. 201.
- (10) Cf. Leonis XIII Litt. Encycl. *Rerum Novarum*. *Acta Leonis XIII*, XI, 1891, pp. 128-129.
- (11) Cf. Ioannis XXIII Litt. Encycl. *Mater et Magistra*. *A.A.S.* LIII, 1961, p. 422.
- (12) Cf. *Nuntius radiophonicus*, datus, in festo Petecostes, die 1 mensis Iunii anno 1941, *A.A.S.* XXXIII

- 1941, p. 201.
- (13) Litt. Encycl. *Mater et Magistra*, *A.A.S.* LIII, 1961, p. 428.
- (14) Cf. *Ibid.*, p. 430.
- (15) Cf. Leonis XIII Litt. Encycl. *Rerum Novarum*, *Acta Leonis XIII*, XI, 1891; pp. 144-142; Pii XI Litt. Encycl. *Quadragesimo anno*, *A.A.S.* XXIII, 1931, pp. 199-200; et Pii XII Epist. Encycl. *Sertum laetitiae*, *A.A.S.* XXXI, 1939, pp. 635-644.
- (16) Cf. *A.A.S.* LIII, 1961, p. 430.
- (17) Cf. Pii XII *Nuntius radiophonicus*, datus prid. Nativ. D.N.I.C. anno 1952, *A.A.S.* XLV, 1953, pp. 33-46.
- (18) Cf. *Nuntius radiophonicus*, datus prid. Nativ. D.N.I.C. anno 1944, *A.A.S.* XXXVII, 1945, p. 12.
- (19) Cf. *Nuntius radiophonicus*, datus prid. Nativ. D.N.I.C. anno 1942, *A.A.S.* XXXV, 1943, p. 21.
- (20) Cf. Pii XII *Nuntius radiophonicus*, datus prid. Nativ. D.N.I.C. anno 1942, *A.A.S.* XXXV, 1943, p. 14.
- (21) *Summa Theol.*, I^a-II^a, q. 19. a. 4; cf. a. 9.
- (22) *In Epist. ad Rom.* c. 13; vv, 1-2, homn. XXIII, PG. 60, 615.
- (23) Leonis XIII Epist. Encycl. *Immortale Dei*, *Acta Leonis XIII*, V, 1885, p. 20. 120.
- (24) Cf. *Nuntius radiophonicus*, datus prid. Nativ. D.N.I.C. anno 1944, *A.A.S.* XXXVII, 1945, p. 15.
- (25) Cf. Leoni XIII Epist. Encycl. *Diuturnum illud*, *Acta Leonis XIII*, II, 1881, p. 274.
- (26) Cf. *Ibid.*, p. 278; et eiusdem Leonis XIII Epist. Encycl. *Immortale Dei*, *Acta Leonis XIII*, V, 1885, p. 130.
- (27) *Summa Theol.*, I^a-II^a, q. 93. a. 3 ad 2um; cf. Pii XII *Nuntius radiophonicus*, datus prid. Nativ. D.N.I.C. anno 1944, *A.A.S.* XXXVII, 1945; pp. 5-23.

定理、軍備の均衡が		わかつ権利、文化の恩恵を	
平和を招来	51	適当な形で	19
停止、軍勢力増強	50	枠を現実の生活に適合、法の	34
適宜な行動	30	業、神のすべての	6
適切な諸計画	69	わずかの場所、キリスト教的	
適合する困難	47	精神と影響とは	67
典礼	77		
哲学的諸理論	71	Y	
統治の機能	26	躍動、信仰の光の	68, 73
統一的行動	23	役目	60
特殊性、民族	27	役割	10, 62
特定の市民	27	要求、自己の権利を	15
トマス・アクイナス	19	要求、良心の正しい	9
共に真理、正義、愛、自由に		要求する権利	64
生きること	17	要素、共通善の	27
		有益な発意	53
		優越性を守る、生活方式	61
U			
生みの母、憎悪と破壊との	74	友好	52, 63
運営、公権の	32	有効な確認と遵守、	
疑い	34	権利と自由	63
宇宙の秩序	4		
宇宙への最初の突入	70	Z	
宇宙の諸種の力	6	財	46
		財産の私有権	12
		在俗司祭	78
W		善意の人びと	3, 76
和睦させた御者、		全人類	65
天にまします御父と	77	全般的利益	54
若い人たちの正常な発達を		善良	19, 71
害さない	11		

善、至上の	19	善徳	40
善、相互の	15	絶体的倫理的秩序	18

労働条件	11	政治面の諸権利	13
労働権	11	政治的独立	54
労働の義務	11	政治的制度	70
労働の報酬	11	生活の種類、自由に選択	10
労働者	11	生活条件	64
老衰	8	生命権	14
流布の自由、思想の表現と	8	生命力	19
領域、経済の	32	生産機構	69
領域、政治的	19	精神、人びとの	55
領域、精神的価値の	17	精神的現実	18
領域、自然法の	70	精神的善	18
両親	11	精神と自由、活発な	
良心	5	連帯性の	38
良心、まっすぐな	9	性質、事物の	70
良心の自由	9, 10	青少年の教育とその十全な	
良心、宗教教育と	68	発達	68
		正当化、軍備を	49
		生存	8
		摂理的援助、神の	71
		世俗的教育	68
		設置、諸民族の法的・	
		政治的組織	64
		社会保障事業	70
		社会条件	28
		社会的団体	36
		社会的扶助	8
		社会的昇進、勤労階級の	19
		社会生活	6, 72, 74
		司牧上の指針	65

支配する民族と		集団的秩序	16
支配される民族	20	集会所と結社との権利	12
司法権	33	宗教	9, 70
資格、学殖、技能、		宗教教育	68
職業上の	66	相互補足性の原理	62
真の神	19	相互認識、民族の	41
真の人間	9	相互の善	15
召命	10	相互性、権利と義務との	15
市民共同体	73	尊厳、人間の本性の	7, 64
市民の公生活への参与	35	存在の階級の上位	6
市民の心身の福利	28	存在理由、法としての、	
市民相互間の法的関係	29	公権の	25
市民と公権との関係	6	組織、組合	70
進歩、科学の	4	創造主	4, 5
侵害	54	すべての民	} 「世界共通善」参照
信仰	71	族の共通善	
信仰者	67	すべての人	
真理	17, 40	の共通善	
真理の光	7	救い主	52
真理の規範	51		
神的理性	19		
思想の自由	8		
使徒聖座から別れている			
キリスト者	70		
私有権、財産の	12		
自然法	14		
自然権、人間の	15		
職業連盟	70		
少数民族	43, 44		

人間の永遠の救い	28	人間性に基づく諸権利	14
人間のひととしての 不可侵の権利を保護	29	人間らしく、各市民が 生活するために	47
人間のひととしての 権利と義務	29, 48	人間社会	75
人間の法	25	人間社会の現在の条件	59
人間の本性のなかに	6, 12	人間相互間の関係	6, 56
人間の偉大さ	4	人間相互間の秩序	7
人間の人格の尊厳	13	人間存在	71
人間の関係を律する法	6	人間の価値、普遍的な	44
人間の權威	24	人間的な均衡	52
人間の権利、義務に対する 公権の役割	29	人間的な公平	33
人間の肉体と精神	28, 67	人間的な性格	66
人間のベルソナ	61	人間的、理性的動向を (もろもろの事件に与える)	52
人間の(世界的共通善と 諸権利)	61, 64	人間的諸事業と正義	69
人間の自然権	15	人間と公権との関係 (各政治共同体内における)	22
人間の尊厳	7, 11, 13, 16, 24, 38, 48	人間と諸国	40
人間の存続	12	人間とその救いに関する 神の掟	67
人間の正しい要求	72	人間は一層重要な諸要素	46
人間のうちにある秩序	5	任務(公権は本来共通善を 実現することを)	47
人間がその肢体	41	任務、代理者の	76
人間本性の尊厳	58, 64	任務、公権の主要な	29
人間関係	24	任務を自覚	53
人間共同体の秩序	18	認識と尊重、権利義務の	16
人間性、共通の	56	能力に適した仕事	31
人間性の法則	38	能力の形式と限界	26

○		R	
恩寵	7	ラクタンチウス	9
恩恵	9, 19, 75	礼、帰すべき	9
恩恵の維持	78	靈魂	75
掟、神の	67	歴史的発展	59
重い負担	49	歴史的状況	32
御者	75	歴史的諸運動	72
恩沢(ゆたかに)	16	レクリエーション設備	30
恩沢(満ち)	17	連帯の規範	51
教え	69	連帯性、活発な	38
教え、福音の	68	レオ13世	9, 27
措しみなき心	73	利益、共通の	31, 34
恐れ	55, 56, 61, 77	利益、所期の	33
P		律法、恐怖の	56
ピオ12世	11, 52, 54, 74	律法の働き	5
ベルソナ	7, 20	力量、才能と	9
ベルソナ、知性と自由意志を そなえた本性	7	倫理、キリスト教の教義	68
ベルソナ、普遍的なもの、 侵すことのできないもの	7	立法者	33
ベルソナの権利	30, 32, 61	倫理的	8, 10
ベルソナの権利の促進	30	倫理の本質	18
ベルソナ的な、人間本性を 超えた	18~19, 21	倫理的意識	34
ベルソナとしての尊厳	71	倫理的公正さ	34~35
ベトロ、聖	78	倫理的錯誤	50
		倫理的秩序	8, 18, 33, 39, 59
		理性、人間の	19
		理性の光明	70
		理性、正しい	23
		理性的存在	17
		理由、正当	13

国際法	58	兄弟的つながり	78
国際連合 (O・N・U)	63, 64	共同の活動	72
公共の平和	12	共同の起源	53
公共の權威	59	共同の人間性	56
公共の任務にある者	33	共同の任務	56
公共生活	64	共同の進歩	41
婚姻する自由	10	共同体の形成、世界	55
厚生	45	巨額な金額	56
公生活	9, 20	教義と倫理	68
公生活への参与、市民の	35	境遇を改善	47
鼓吹する	47, 76	脅威、嵐	49
公的權威	60	教育、青少年の	68
耕地と人口	46	教育、世俗的	68
高尚な仕事	76	驚異的な破壊力	55
高等な段階の教育	9	教会	73
効用を持つ、最大の	51	教会の權威	73
固有な諸法則、各領域に	67	享受する権利	47
固有の価値	55	教皇登位第5年	78
固有の領域	62	極力注意	70
組合組織	70	協力一致	60
客観性	41	協力する義務	41
客観的土台	18	協定を結ぶ交渉の出発点	52
客観的基準	14	共通の縁、人間が	13
客観的な情報	8	共通の利益	8, 31, 34
客観的な考量	43	共通善	6, 13, 22, 27, 39, 45
客観的に解決	34	47, 54, 58, 59, 60, 65, 69, 76	
恐怖の律法	56	共通善の実現	26
巨大な人間	49	共通善の基本的な側面	27
兄弟的連帯性	48	共通善の根本的要素	39

共通善の客観的要求	35	見出す	59
共存、集団	46	見込み	72
急速な解決	59	民主的	26
		民族	58, 78
M		民族相互	5
誠を語れ	17	満たす	28
真心	51	認め	29
守らなければ...	32, 75	導きうる	26
守る	13, 59	目標	12, 51, 61
マーテル・エト・マジストラ		み業...	5
	12, 28, 53	目的	23
全く	70	持たない	71
めぐまれた	40, 55	基づく	21
明白	36, 51	むだ	72
めいめい	75	結ぶ	78
命令	23, 60	無数の活動	16
命令力	23	無秩序	5
明朗	41	矛盾	32
明朗な観念	34		
名声	40	N	
迷惑	45	内政 (他国に対する	
命ずる	18, 24, 26	不当な干渉)	53
メッセージ	77	熱心に祈り	77
目ざましい	67	日常生活の諸関係	66
召されている	53	肉体に (靈魂が命ずる)	75
目ざめる	21	肉体と不滅の魂	28
目ざす	57	人間同士および民族相互間の	
身分選択	10	無秩序	5
導き入れ	66, 71	人間完成	65

カトリック	70, 71	健康と道徳	11	権力、構造、活動手段	60	広汎な協力	63
カトリック者	70, 71, 72	研究、宗教の	68	健全な基準	66	公平	14
家庭の安定	10, 12	権利、移住と入植との	13	健全な諸原理	72	公平、人間的な	33
活動、現世的な	67	権利義務の起源	14	基本権の憲章、人間の	36	幸福と繁栄	78
活動の価値と効果	61	権利圏、具体的な	14	基本、生活の	21	個人同志	46
活動的成員	64	権利、発意の	11	基本線	76	個人生活	72
経営能力の可能性	11	権利、本質的	32	基本的な人権	13, 14, 15	個人相互間の関係	34
計画と資力	45	権利、自己の	15	規準、正義の	11	個人と政治共同体との関係	6
欠陥の理由	67	権利、経済界に関する	11	機構と活動手段	64	効果のある連帯性	45
警戒、道徳法の与える	40	権利、身分選択の		機構を授ける権利	12	交換、知識を	18
形態、政治の	32	自由に対する	10	君、平和の	76	効果的な法的保護を受ける	33
形態、運営の	32	権利、人間の固有の	21	機能、統治の	26	公権	44, 45, 47, 58, 59, 60
形体と効力	60	権利にともなう義務	42	機能、立法行政司法の	32	公権の二つの活動形式の	
経済	45	権利の行使と義務	33	キリスト・イエズス	43, 77	調整	31
経済活動を展開する権利	11	権利、労働の報酬を		キリスト・イエズスの血	7	公権との関係、市民と	6, 36
経済の領域における		要求する	11	キリスト教家族	53	公権の権限	33
国家の活動	32	権利、労働条件を要求する	11	キリスト教的愛徳	48	公権の機構と運営	32
経済的	10, 19	権利、選択する	10	キリスト教的原理	66	公権の存在理由	26
経済的発展	53, 54	権利、真理の探求の	8	キリスト教的信仰	70	貢献する	12, 26
経済的領域	11	権利、自然的な	12	キリスト信者	75	貢献する義務	41
経済を形成、世界	57	権利、集団内で自分の発意と		規律、英知の	51	公権担当者	36
経済的協定の定款	54	責任とで活動する	12	規制する賢明の徳	72	国家群、特定の	45
経済的発展の領域	41	権利、集会和結社との	12	基礎教育	9	国土の境界	45
憲法	36	権利、宗教を奉ずる	9	酵母、大衆の	9	国土の面積	54
憲法の強制力と公権の権威	36	権利の尊重	16, 17	個別的な利益	61	国土、資本の均衡	46
権威	15, 39	権利、尊厳に内在する	32	高度の賢知と		国民の福祉、自己の	44
権威の必要	22	権利と義務		権威を持つ会議	52	国際的機関	48
権威の本領	23	7, 10, 16, 17, 21, 37, 38		公言	43	国際紛争	54
権威の役割、世界的	62	権利を保障する、不可侵の	37	広汎な領域に拡大	47	国際関係	39

品位ある生活	30	為政者	38, 52
品位、同等な	41	衣食住	8
非理性的諸要素	6	一体性、人類家族の	58
人の交流、物と思想と	57	依存、国家間の経済	57
誉れと栄え	5		
本性、ものごとの	67	J	
本性、人間の	6, 18, 53	弱小国家	54
法律の完全な知識	33	自分の意志	8
法的平等	61	自分の国に行動と	
法的秩序	34, 70	居住する権利	13
法的保護	33	時代のしるし	19, 55, 63
法的関係	29	仁慈	4
法的措置	34	人道的感覚	50
法的手段	59	人格の尊重	8
表明する自由、思想を	8	「人権に関する世界宣言」	63
		人口・国土・資本の均衡	46
I		人類家族の代弁者	52
偉大さ、神の限りない	4	人類家族の一体性	58
偉大さ、人間の	4	人類家族全体の福祉	44
イエズス	7	人類差別	40
維持、秩序を	22	人類社会の進歩	76
維持、平和を	63	自由	5, 8, 53
維持、恩恵の	78	自由、意見の	8
移住	13, 43	自由意志	7
意見の自由	8	自由、婚姻する	10
意志、神の	14	自由な決定	16
意志、人間の	8, 19, 36	自由な責任ある活動	13
一致、協力	60	自由に選択、生活の種類	10
一致の縁	56	自由に探求する権利、	

真理を	15	確立する	51
自由、良心の	8, 9	火急を要する	62
自由、信念を表明する	8, 9	神から授かる	22
条約	58	神にだけ従う	9
天上の助け	77	神の英知のわざ	23
需要、人間の	28	神の意志	14
殉教者	10	神の啓示	7
十全性	54, 70	神自身の権威	24
		神の子	7, 9
K		神の掟、人間と	
価値、精神的	17	その救いに関する	67
価値の世界、精神的	46	神の定めた秩序	4
価値、精神的な	21	神の摂理的援助	71
回章	23, 28, 53, 76	神のすべての業	6
過度に重要視	44	神の姿	77
科学の進歩	4	神の友	7
会談	58	神と一致	75
海外に移住	47	神との関係	21
会合	58	神は倫理的秩序	18
回避、戦争を	50	神をあげめる権利	9
架け橋	44	関係を律する法、人間の	6
過去の浮沈	44	関係、政治共同体間の	38
確保、世界平和の	76	観念、明快な	34
確実な警告と信号	40	可能性	44
革命的	73	完成、自己の	28
各民族の特殊な状態と		完全な知識	33
歴史的状況	32	完全な改革	73
各政治共同体内における		完全な幸福	28
人間と公権との関係	22	加速度	69

力と權威	15	英知の規律	51
秩序、神の欲する	75	永遠の栄光の世継ぎ	7
秩序、神の定めた	4, 74	影響	66, 67, 72
秩序、人間のうちにある	5	エネルギー、人間の	49
秩序、人間相互間の	7	縁、一致の	56
秩序、人間共同体の	18	援助	54
秩序、自然の	39	縁、相愛の	78
秩序、宇宙の	4	援助の活動	55
調整、権利の	31		
調整、公権の二つの		F	
活動形式の	31	不安の中に、絶えまない	49
調整、相互間の	36	不変、倫理的秩序	18
調和のある発展	74	普遍的なもの	7
調和のある集団	15	不義の企て	10
調和を維持する、活動の	31	不調和、行動の仕方と	68
		不十分、民族共通善を	
		促進する	59
D		不十分、養成が	68
土台、愛と自由との	74	不可分、共通善は	45
土台、真理の	76	不可侵の権利の主体	23
伝統、文化的	55	不均衡が存する	46
伝統、キリスト教的	67	不朽の力	14
動向、人間的、理性的	52	不当な干渉と、	
道徳、宗教と	70	他国の内政に対する	53
道徳法、人間の心の中に		不当な圧迫行為	53
刻みつけられた	39	不当な圧力	42
		不滅な魂、肉体と	28
E		付随、権利の	13
英知	5, 6, 50	福祉に合致する、国民の	48
英知、神の	4, 6, 23		

紛争、諸民族間に発生する	55	H	
		排除、戦争の危険	51
G		廃止、軍備の	50
外交関係	58	破壊力	49
芸術の創造の自由	8	破壊との生みの母、憎悪	74
現代文明	16	発達、青少年の教育と	
現代的武器	50	その十全な	68
現実の生活	34	発展に必要な資力	42
原理	23, 32	発展、科学と技術	66
原理と指針	69	発展、経済の	53
原子兵器	49	発展、人間のペルソナの	
原子の世紀	55~56	諸権利の	61
原子の探求	70	発展の達成	54
技術、学問	57	発展、社会の	60
技術の発明	4	発展、少数民族の	43
欺瞞	43	発意、自己の確信	16
義務、権利	7, 10, 14, 16, 21	発明、技術	4
	23, 29, 30, 36, 38, 46, 55, 73	平行的に縮小し、軍備を	50
義務の実行	16, 17, 32, 63, 64	平穩、各政治共同体の	57
誤謬	71	平和	74
護持、名誉	8	平和の維持	63
護教家	10	平和の君	76
軍備廃止	49, 50	平和の作者	52
軍備の縮減	50	平和、世界の	59
軍備全廃	50	平和の所有	75
軍事的目的	50	平和、地上の	4
具体的場合への適用	73	平和の擁護	51
偶発事件	50	光と愛の、信仰の	68
		非カトリックとの関係	70

索引

ABC順

A		武装（軍備廃止）	49
愛	17, 18, 21, 56, 65, 75, 76	文化	19, 44
愛情、父としての	47	文化事業	70
愛の力	75	文化活動	18
愛の本領	56	万人の権利	31
愛の心	52	文化（国際連合の領域）	63
愛の躍動	68	文化の恩恵	9
愛徳、キリスト教的	48	文化的伝統	55
贖い主	77	文化的価値	8
安定、家庭生活の	12	文化的（公権における	
安全、道徳法の与える	40	文化的という意味で）	30
安全、法的	14	文明	44
安全、各政治共同体の	57	万民法（法的手段）	58
安全、世界の	59	物質的資力	40
安全、他国家の	54	平等、法的に	59
圧迫、自由	17, 32	平等、人類家族	58
圧迫行為、不当な	53	平等、人間の本性から	21
圧力	33	平等（人間は自然の尊厳	
圧力、不当な	42	からすれば平等である）	24
圧力、外部からの	16	平等の基盤	59
嵐	40, 49		
圧制	25	C	
誤り	71	血、殉教者の	10
		血、キリストの	7, 77
B		知性	5, 7
美	18	地上の平和	4
武力の均衡（平和を		地平線、市民の	45
望む為めに現状では）	49	地上的計画	71

パーチェム・イン・テリス

昭和38年6月8日 第1刷発行 昭和54年3月25日 第10刷発行

訳者 岳野慶作

発行所 中央出版社

〒160 東京都新宿区四谷1の2
電話 (03) 357-6401 (代表)
振替 東京 2-62233番

印刷所 聖パウロ会八王子修学院

(落丁・乱丁はおとりかえいたします)